

日本の国立公園思想の形成：自然の保護と利用の確執に関するレジャー論的研究(1)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

171

(終了ページ / End Page)

245

(発行年 / Year)

2000-11-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004204>

日本の国立公園思想の形成

——自然の保護と利用の確執に関する
レジャー論的研究(1)——

村 串 仁三郎

目 次

序 文

1. 明治末期の国立公園思想の萌芽
 - はじめに
 - (1) 日光山の国立公園化要求
 - (2) 富士山の国立公園化要求
2. 大正期の内務省による国立公園候補地調査とその思想
 - (1) 国立公園問題の再浮上
 - (2) 国会における国立公園論議の再開と候補地調査
3. 大正期にける国立公園論争
 - (1) 国立公園の積極的利用派の主張
 - (2) 開発利用派への批判と自然保護派の主張
 - (3) 論争の総括

序 文

現代日本の社会においてレジャーの大衆化が、急速にかつ広範囲に進展しているなかで、レジャーの場であり、レジャー資源を供給している国立公園は、現代レジャーにとって重要な意味をもっている。国立公園は、その是非はともかく現実には、登山、スキー、カヌーなどの各種山岳スポーツ、さらに溪流釣り、キャンプ、山岳ドライブ、野鳥観察や自然観察、山岳観光、保養、温泉浴、おしなべてレクリエーション、スポーツ、観光の場と

なっており、多くのレジャー資源を供給しているからである。

しかしそこでは、レジャー参加者、レジャー産業、とくに観光産業が、自然を破壊し環境を汚染し、レジャー資源そのものを破壊したり、損傷したりしている。国立公園は、欧米先進国においては、徹底して自然が保護されているが、日本では、国立公園に指定された地域の自然、風景、歴史遺産の徹底的な保護の規定を著しく欠いているために、つねに産業的開発とレジャー的観光的利用の側から脅威にさらされてきた。

そもそも筆者は、長い間、労働問題、とくに日本の労働者の歴史を研究してきたのであるが、日本の国立公園について関心をもつにいたったのは、10年ほど前にイギリスで2年間生活し、イギリスの勤労者階級あるいは一般民衆の生活を見聞し、彼等のレジャーライフに大変感心したからである⁽¹⁾。

とくに私は、イギリスの国立公園でレクリエーションを楽しむイギリス人庶民のレジャーライフに大きな感銘をいただいた。美しい自然のもとで、また自然を十分に保護し保全する政策や風土のもとで、人々は自然を大切に、愛しみ、心から楽しんでいる。イギリスの大都会の不潔、喧騒、時として人々のマナーの悪さやだらしなさをよそに、ナショナルパークやカントリーサイドに遊ぶ人々は、まったく別人のようであった。

そうした経験をして以来、私は一般的にレジャー、とくにイギリス流に言えばカントリーサイドのレクリエーション、国立公園のレジャー的利用の問題について関心をいただくようになった。レジャー一般については、数年前から研究をはじめていたが、近年日本の国立公園についても強い関心をいただき、各地の国立公園をみてまわった。また私は、日本の経済学者などがあまり好まないイギリスで覚えたゴルフを楽しみながらも、ゴルフ場の建設や経営にともなう自然の乱開発、環境汚染に心を痛めてきた。とくに日本のバブル経済の真只中で、国立公園が、レジャー・観光・リゾート開発の脅威にさらされてきたことは、私の研究意欲を刺激した。

なぜ日本ではそうなるのか。レジャー・観光先進国においては、国立公

園が日本のようにレジャー・観光・リゾート開発の脅威にさらされているようなことは、ついぞ聞いたことがない。日本の国立公園についてとくに考えたことがなかった私は、こうして日本の現状を憂慮しつつ、なぜそうなるのか、日本の国立公園とは一体どんなものなのか、強い関心をいだかざるをえなかった。

その結果私は、これまで自分が国立公園や自然にたいしてかなり無知、無関心であったことを反省し、日本の勤労者階級の生活を研究してきた者として、彼等のレジャーライフの大きな場である国立公園について、あらたに研究することの必要を痛感した。

こうした事情から、この論文の全体的な課題は、レジャーや観光に批判的な自然保護論の立場とはまったく逆に、地理学や造園学、林学、地域経済学などの立場から国立公園を研究する従来の傾向ともかなり異なった立場から、はっきりといえ、レジャー論・観光論の立場から、できるだけ先進国の事例を念頭におきながら日本の国立公園を研究し、日本の国立公園の本質、意義、歴史的特質、現状の問題点、将来的な有り方を解明し、また国立公園と産業開発や観光・リゾート開発、レジャー的利用などとのあるべき関係について検討し、問題解決の方向を究明しようとするところにある。

あえて筆者がレジャー論的な立場¹⁾から国立公園を研究すると強調するのは、二つの理由からである。一つは、現代の国立公園の問題、すなわち国立公園内の自然や環境の破壊という問題が、極端な営利主義にはしるレジャー産業、とくに観光業、そのための過大な公共投資と自然保護意識の希薄な心ないレジャー参加者自身によって引き起こされており、それをレジャー論・観光学サイドがどのように問題にし、反省し、その反省をいかに具体化するかを明らかにする必要が強く感じられたからである。レジャーや観光にたいする外在的な批判には、ある程度の限界がある。私は、レジャー論や観光学の立場にたつて、国立公園の過度な利用にたいする内在的な批判をおこない、あるいはレジャー参加者やレジャー産業、観光業の側の自覚や反省、自己批判をせまることがどうしても必要であると考えたからで

ある。

もう一つは、レジャー参加者側や観光業の横暴、無思慮が事実であるにしても、自然保護派や反レジャー派のなかには、いわれなきレジャーや観光への批判、あるいはレジャー・観光への無理解、偏見も少なくなく、そうした偏向を国立公園の利用と保護という本質的な問題に取り組むことによって正したいと願うからである。

「日本の国立公園における自然保護と利用の確執に関するレジャー論的研究」というのが本論文のテーマであるが、おおよそつぎのような章別構成で記述をすすめたい。

第1章 日本の国立公園の成立過程

第1節 日本の国立公園思想の形成（本号）

第2節 日本の国立公園の制定

第3節 戦前国立公園の特質と戦後の展開

第2章 経済成長下の国立公園の展開—自然公園法下の国立公園

第3章 国立公園の現状と問題点—観光開発・レジャー資源化と自然保護

「日本の国立公園思想の形成」と題する小論の課題は、第1章「日本の国立公園の成立過程」の第1節として、日本で国立公園思想がどのように形成されてきたかを検討し、日本の国立公園成立の歴史的背景を明らかにする。つづいて第2節は、国立公園がどのような意図、目的、法体系、管理機構をもって形成してきたかを解明する。そして日本の国立公園の日本的な特質を解明し、今日の国立公園のかかえる問題の歴史的意味を問い、今後の国立公園のあるべき方向を探る。また第3節は、戦前日本の国立公園の日本的特質や歴史的意義を問い、敗戦後の12年間にどのような問題をかかえたか分析し、国立公園法の内包する弱点を解明する。

第2章「経済成長下の国立公園の展開」は、1957年に自然公園法のもとに統合された国立公園法の構造、法体系、管理機構の新たな展開を検討するとともに、観光開発や産業開発の対象として問題になる国立公園の実

態を究明し、その問題点を解明する。第3章「国立公園の現状と問題点」は、1980年代以降に展開されたりゾートブームのなかで、国立公園がどのようにあつかわれたかを究明し、あらためて日本の国立公園の構造的な特質（弱点と歪み）を解明し、そしてその構造的な改革の方向を具体的に提案する予定である。

最後に、本稿の研究は、1998年度法政大学特別研究助成金をえたことを記しておく。

- (1) イギリス人のレジャーライフについては、拙稿「イギリス人庶民のゴルフライフ体験記」、雑誌『労働レーダー』1990年3月～7月号連載。「イギリス人庶民のレジャーライフ体験記」、『労働レーダー』1991年8月～12月号連載、を参照されたい。

また筆者のイギリスにおけるレジャーについての研究は、拙稿「イギリスの福祉国家型レジャー政策について」『大原社会問題研究所雑誌』No. 445, 1995年12月号、がある。また拙著『孫育てイギリス留学日記』、尚書房、1995年、もイギリス人のレジャーライフに関して多く言及してある。

- (2) 筆者の現代レジャーの見方については、拙稿「現代レジャーの概念について」『経済志林』第65巻第4号、1998年3月、「現代レジャー論の研究対象」同誌第66巻第1号、1998年7月、を参照されたい。また筆者と安江孝司の共編になる『レジャーと現代社会』、法政大学出版会、1999年3月、では現代レジャー、観光と自然破壊の問題が各分野から論じられており、とくに拙稿「日本人のゴルフの遊び方」は、自然破壊や環境汚染をともしつつ、接待のもとで遊ぶ日本人の歪んだ遊び方を分析している。

1. 明治末期の国立公園思想の萌芽

はじめに

日本の国立公園法は、昭和6年に成立し、その後12の国立公園が指定された。その国立公園法の成立と国立公園の指定の過程について検討する

ためには、三つの時期に区分して考察することが便宜的であろう。

第1期は、明治後半期で、とくに明治40年代におもに民間から国立公園の設立運動が提起され、はじめて日本に国立公園という考え方が登場してくる時期である。私は、この時期に提起された国立公園観を国立公園思想の萌芽と呼んでおきたい。

第2期は、大正期で、おもに大正9年から14年にかけて、内務省による国立公園の候補地調査がおこなわれ、地方住民による国立公園の設置運動が積極的に展開され、そのなかで国立公園の本質をめぐる論争がおこなわれた時期である。この時期には、その後の日本の国立公園法を規定するかなりはっきりとした国立公園思想、あるいは自然保護思想の弱い日本的な国立公園観が形成されてくると指摘することができる。小論は、この二つの時期を検討する。

第3期は、大正末期から昭和6年に、国立公園法が実際に制定されるまでの時期である。この期と昭和6年に国立公園法とその国立公園法に基づいて指定された日本の国立公園の問題については、次節「日本の国立公園の制定」で検討することになる。

日本の国立公園は、思想的、法的、行政的にみて、自然保護の側面を著しく欠如していた。その弱点は、戦後日本の国立公園行政の未熟さを規定することになったが、しかし私たちは、そうした国立公園の歴史的事態を宿命的にみるのではなく、むしろそうした未熟な歴史のなかに、積極的な側面を評価しつつ、国立公園が現実に果たしてきた役割からも学ぶことが大切なのである。

日本の国立公園の成立過程については、すでに田中正大氏の『日本の自然公園』などの幾つかのすぐれた研究¹⁾があり、国立公園の成立過程について基本的な問題を解明していると考えられないわけではないが、しかし小論は、これまでの研究とはかなり異なったレジャー研究という視点から、あらためて国立公園の成立過程を再検討し、田中氏らの研究に大いに依拠しながらも、さらに問題の深化を果たそうとするものである。

- (1) 国立公園の成立過程の問題について詳しく論じた研究は、多々あるが、戦後の研究を列記すれば、以下のものがある。

田村 剛『国立公園講話』、1948年、明治書院。

国立公園協会『日本の国立公園』、財団法人国立公園協会、1951年。

上原敬二『自然公園』、加島書店、1978年。

依 浩三『北海道の自然保護』、北海道大学図書刊行会、1979年。

環境庁自然保護局『自然保護行政のあゆみ』、1981年、第一法規出版。

田中正大『日本の自然公園』、相模書店、1981年。

小論は、これらの研究に大いに依拠していることを指摘し、先学の研究に意を呈しておきたい。

(1) 日光山の国立公園化要求

国立公園という考え、概念、思想がわが国ではじめて問題にされたのは、すでに明治期にさかのぼることができる。たとえば、田村剛は、『国立公園講話』のなかで、「既に明治初年にアメリカの国立公園を日本に紹介していた先覚者もいたのである」とのべ、「日本の国立公園創設に努力せられた岡部長景の父、岡部長職は明治八年頃から七年間米国に滞留していたのであるが、帰朝すると、アメリカのエローストーン国立公園のような施設が、日本にも望ましいということを説いていたそうである⁽¹⁾と指摘している。岡部長職は、貴族院に議席をもっていたから、彼の国立公園観が浸透していった、後に国立公園設立運動に何がしかの影響をあたえたかもしれない⁽²⁾。

このほか、後にみるように、日光の保全運動に関連して、明治10年代のはじめに、日光を訪れた前アメリカ大統領グラントが日光の保護を提唱したという説があるとか、アメリカのエローストーンを訪れたことのあるベルツが、明治9年に日光に行ったおりに、日光の国立公園化に「何らかの指示」をあたえたのではないかと、との説があるが⁽³⁾、定かなことは明らかではない。

わが国ではじめて国立公園の問題が社会的に論議されたのは、明治44

年の第27回帝国議会で「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」と「明治記念日本大公園設置ノ請願」,「国設大公園設置ニ関スル建議」が提出されて、国会で取り上げられた時である。

この問題については、田村剛『国立公園講話』と国立公園協会編『日本の国立公園』が簡単に言及しているが、詳しい検討はおこなわれなかった。この問題を最初に取り上げ、詳しく検討したのは、公園行政官の宇野佐氏であった。宇野氏は、1970年の「『国立公園設置ニ関スル建議』について」という論文⁽⁴⁾で、日光山の「帝国公園」化の「請願」と富士山の「国設大公園」化の「建議」に関する問題を取り上げ、後者の問題について詳しく検討し、傾聴すべき論点を多く提起している。しかしこの段階では、まだ資料が十分に発掘されていず、若干の誤解もみられた⁽⁵⁾。

これまでの時期的な曖昧さを排して、より新しい資料を発掘して正確な論議を提出し、わが国ではじめての国立公園の核心的問題点を提起したのは、田中正大氏『日本の自然公園』第5章「国立公園の成立」である。

小論では、田中氏の研究を逐一紹介する余裕はないが、氏の研究成果をふまえつつ、わが国の国立公園思想の萌芽ともいえるべき論議について、詳しく検討していきたい。

まず日光山を「大日本帝国公園」にしようとする請願書とその運動を取り上げよう。明治44年2月第27回帝国議会で日光町長西山真平名義で「日光山ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」が提出された。この請願をみると、明治40年頃の日光山国立公園化の要求とその運動の内容がおおよそ明らかになる。

ここで請願書の内容を、長文ながらほぼ全文紹介しておきたい。

「日光ヲ大日本帝国公園ト為スノ請願」,「…日光山ハ往古高僧勝道上人ノ開基ニ係リ本邦東北唯一ノ霊場ニシテ…尋テ徳川覇府ニ至リテハ当日光ヲ祖廟ノ地ト定メ其ノ由緒ノ顯著ナル史乘ニ明カナルヲ以テ今滋ニ贅スルヲ用キサルナリ…諸皇族殿下ハ年々行啓暑ヲ当地ニ避ケサセタマヒ其他締盟各国本邦駐劄ノ大使公使ヲ始メ内外ノ貴賓紳士日光山天然ノ

秀麗明媚ト人爲美術ノ微妙ヲ極メタル金色玉色ノ社殿ト相待テ高尚優美ナル風致ヲ愛慕シ夏期ニ在テハ中宮祠湖畔湯本温泉湯ノ湖辺ノ幽邃閑雅ノ地トシテ避暑静養シ春秋ノ好季節ニ当リテハ内外ノ人士団ヲ作り隊ヲ爲シテ来遊シ其来往頻繁ナル恰モ一都會ノ觀ヲナス今ヤ日光ハ嘗ニ大日本帝國ノ一大勝地タルノミナラス東洋ノ公園又世界ノ樂園ト目セラレ其ノ美名年ヲ逐テ噴々タルモノ決シテ偶然ニアラサルナリ然ルニ日光山ハ明治維新以前ニ在リテハ徳川覇府ノ威力ニ依リ土地ノ保全ハ勿論其他社殿ノ経営至レリ尽セリト雖トモ維新後俄然孤立シ以テ之ヲ維持スル道ナク宏壯ナル寺院ハ概ネ滅滅シ名所旧蹟ハ月ヲ累ネ年ヲ逐フテ荒廢シ荆棘蕪雜草繁生シテ狐狸雉兔ノ巢窟ト爲リ通路ハ全ク人跡ヲ絶チ実ニ見ルニ忍ヒサル状態ヲ呈セリ加フルニ当地ハ鬼怒川ノ水源地ニシテ急流激湍タル大谷川及稲荷川ノ兩川ニ圧迫セラレ年々水害ノ災厄ニ遭遇シ慘害殆ント底止スル所ナカラントス豈ニ長歎大息セサラント欲スルモ得ンヤ情況此ノ如クナルヲ以テ爾來町民ハ社寺職員ト戮力協心只管之レカ復興ト保全トヲ庶幾ヒ或ハ社廟ノ修繕或ハ防火水道ノ布設ニ或ハ山内公園ノ設置ニ企画ニ腐心スルモノ年アリト雖トモ時機到ラスカ亦及ハス未タ之レカ施設ヲ逐クル能ハス監督官庁亦非常ノ苦辛ト注意トヲ払ヒ孜々汲々復旧維持ニ勉ムト雖トモ県費ノ補助等ノミヲ以テ之レカ完備ヲ期セントスルハ到底不可能ノコトニ屬ス蓋シ土地ノ榮枯盛衰興廢存亡ハ時勢ノ變遷ニヨリ數ノ免カレサル所ナリト雖トモ若シ此ノ日光ノ地ヲシテ現状ノ俛ニ放置セシメン乎東洋ノ公園又世界ノ樂園ト目セラレ美名ノ噴々アルモノ終ニ有名無実トナリ獨リ当地ノ不幸タルノミニ止マラズ延テ大日本帝國ノ面目ニ関スルヤ言ヲ俣タスシテ明カナリ且ツ明治五十年大博覽會盛挙ノ時期漸ク切迫シ来レルノ時ニ當リ国家的施設ヲ要スヘキ諸般ノ事業多々アルヘシト雖トモ就中日光山ヲ大日本帝國公園ト爲シ歐米ニ於ケル國ノ公園ニ遜色ナカラシムルハ最モ時宜ニ適シタル有力ナル事業タルヲ信ス仰キ願クハ政府ニ於テ今ヨリ之ヲ經營セラレ日光山ノ名実ヲシテ相伴ハシメ益々大日本帝國ノ精華ヲ發揚セラレンコトヲ謹テ請願ス頓首

再拝

明治四十四年二月 日

栃木県上都賀郡日光町代表者

日光町長正五位西山真平

貴族院議長公爵 徳川家達殿

衆議院議長 長谷場純孝殿 』⁽⁶⁾

この請願書の主張する要点は、つぎのとおりである。

第1に、古来の霊場であり、徳川幕府の霊廟であった日光山は、維新後は、皇族をはじめ各国大使、内外賓客が集まり、「日光山天然ノ秀麗明媚」、東照宮を愛し、さらに中禅寺湖や湯元の季節を楽しみ、日本の一大景勝地、あるいは東洋一の公園となっている。

第2に、しかるに維新前には幕府によって保護されていた日光山は、維新後は、土地の保全、社寺の経営が放棄され、「維持ノ道ナク」「荒廃」にさらされている。しかも河川による「水害ノ災厄」に見舞われて困窮している。

第3に、こうした状況にかんがみ、町民および社寺職員などが、ともに協力して「復興ト保全」につとめ、監督官庁の支援を頼んできたが、十分に解決されず、このまま放置するならば、「東洋ノ公園」「世界ノ楽園」も有名無実化してしまい、日本の面目もつぶれてしまうであろう。

第4に、かくして日光山のこうした危機的状況を救済するためには、明治50年に大博覧会も予定されていることであるから、この際日光山を「大日本帝国公園」にして、「政府」による「経営」をおこない、「欧米ニ於ケル国ノ公園」と遜色なきようにすべきである。

これらの要点は、それぞれ大変興味深いことである。ここには、二つの問題点がある。第1は、日光における国立公園指定運動は、明確に国立公園を提唱しているわけであるが、では、この運動の推進者にとって具体的に国立公園とは、どのような概念、内容のものとして把握されているのか、という問題である。第2は、そもそも日光において、なぜ国立公園の設立運動が起きてきたのか、という問題である。

まず最初の問題から検討したい。もちろん日本には国立公園のようなものはこれまで存在しなかったのであるから、明らかに国立公園という概念は、外来思想を移入したものである。請願書は、「欧米ニ於ケル国ノ公園」と「遜色」ないものをつくれと要求している。

当時欧米では、すでにアメリカで1872（明治5）年にイエローストーン国立公園が、カナダでも1885（明治18）年にバンフが、ヨーロッパでは1910（明治43）年にスイスのツェルネツが国立公園として指定された⁽⁷⁾。しかしスイス以外のヨーロッパ諸国ではまだ国立公園は存在していなかった。だから請願書は、もっぱらアメリカの国立公園を意識していたことは明らかである。

しかしこの請願書では、アメリカの国立公園がどのように理解されたか明らかではない。この点は次項で富士山の国立公園化の建議書を検討する際に再度問題になる。ともあれ、請願書は、日光山を「政府」が「経営」することを要求しており、ここでは、国立公園とは、明らかに国営の公園のことであった。

では、具体的に請願書のいう「日光山」とは、どのような内容なのであろうか。また請願書は、何を「政府」がどのように「経営」すべきであると要求しているのだろうか。

請願書を注意深く読めば、「日光山」とは、東照宮を中心とした社寺、そして中禅寺湖、湯元温泉および湯ノ湖のいわゆる奥日光の地域であり、翌年の請願書では、これに加えて華厳ノ滝、竜頭ノ滝、女峰山などの「一大勝地」を想定していることは明らかである。要するに、日光の「名所旧蹟」と奥日光の大自然の景「勝地」である。

したがって、宇野佐氏のように、「日光山」を「東照宮など社寺建造物」を中心とした「地域的にも広くないものを指していた」、したがって「現在の観念でいう国立公園とは少し距離がある⁽⁸⁾と理解するのは、正鵠を射た理解とはいえないだろう。

では請願書は、何をいかにせよと要求しているのであろうか。請願書は、

かつて幕府によって「保全」されていた「土地」および「経営」されていた「社殿」が、維新後荒廃しているのを、これを政府が保全、「修繕」せよというのである。しかもこれまで、地元の住民の力や県の助成では不十分なので、国家的に保全せよというのである。

しかし請願書の要求は、それに尽きないのであった。翌年の請願書では、「大破セル社堂及ビ名所旧蹟ノ修理ヲ始メトシ交通機関ヲシテ利便ナラシメ進テ中禪寺及湯元ノ勝地」を「保全」することであり、あるいは「名所旧蹟ノ復旧ハ勿論其他ノ佳絶ナル勝地ヲ開発シ以テ内外各人ノ遊覧所ヲ拡張」⁹⁾することであると指摘している。

ここで日本における最初の国立公園設立の基本的な要求が、興廃した「名所旧蹟」の国家的な修復と大景勝地の保全に加え、「遊覧所」の拡充、交通機関の「利便」化、一言でいえば観光的な開発でもあったことがわかる。

この国立公園観は、国立公園の観光的な利用という目的をふくみ、その後の日本の国立公園観、思想の一つの大きな源流をなし、その萌芽的思想のなかに、すでにその後の日本的国立公園の基本的思想が胚胎していると指摘することができる。

さてわれわれは、第2の問題であるこうした要求の背景についても検討しておく必要がある。おそらく日光の国立公園設立の要求と運動の歴史的背景は、第1の問題の理解を助けることであろう。

まず問題にしたいのは、請願書も指摘しているように、維新後に東照宮をはじめ多くの寺社が荒廃し、従来制限されていた周辺の森林が乱伐され水害を招いている状況にかんがみ、何とかしたいという地元民を中心とした保晃会の運動が存在したことである。

この事情については、『日光市史』が詳しく明らかにしている。ここでは、注目すべき論点を抽出しておこう。すでに明治8年に「旧神領の地に生まれた安生順四郎、矢板武、印南丈作以下四〇余名が発起人となって、保晃会の設立準備」が開始され、保晃会は、明治12年12月に正式に公認

された⁽¹⁰⁾。

「保晃会規則」によれば、会の目的は、第1条「本会ハ日光山祠堂ノ杜観及ビ名勝ヲ永世ニ保全セント、汎ク有志者ヲ予資ヲ募リ、之ヲ原資トナシ、会員相会シテ其方法ヲ協議スルモノナリ。」⁽¹¹⁾ということである。

保晃会の活動の特徴は、単に日光山の保全を要求するだけではなく、広く有志が集って資金を集め、それを原資として保全を実施しようという点である。この活動は、日光の地域住民を中心とした日光山の自主的な保全運動の性格をおびており、自然保護、史蹟保存運動史の面からもっと評価されてしかるべきである。

保晃会の基本的活動は、「保晃会規則」によれば、役員をおき、3年間に20万円（明治19年に30万円と改正）を目標に寄付金を集め、それを政府にあずけ、目標額の寄付を達成した段階で、その利子を政府に委嘱して日光山の「保存修営」をおこなうことであった⁽¹²⁾。

保晃会の具体的活動は、明治13年から解散する大正5年までつづけられたが、その活動は必ずしも意図したようには進展しなかった。

会員の数は、県内外にわたり明治13年4月25日で2,553名、同15年に4,976名、同17年に6,652名、同18年に10,813名に、同29年に12,939名にたっし、広範な国民的な支援をえた。しかし寄付金の方は、明治13年の会の発足時に6万円、同15年約10万円、同17年に15.2万円、同18年に15.4万円、同29年に12万円になったと報告されているにすぎなかった⁽¹³⁾。

30万円の寄付金の目標はなかなか達成されなかったのである。こうした事情が、日光における国立公園設置運動が起きてくる大きな根拠の一つであった。

他方、国立公園の設置運動の動きは、すでに「保晃会」設置の時から内在していたと推察される。『日光市史』は、「明治十二年（1879）七月、伊藤博文とともに日光を訪れた前米国大統領グラントは、日光の美観を償賛し、殿堂の保護を提唱した」⁽¹⁴⁾と指摘している。これが「保晃会」の設立

につながっていたと推察されるが、ちなみに前米国大統領グラントは、アメリカの最初のイエローストーン国立公園法に7年前に署名したその人だったので⁽¹⁵⁾、日光の住民にアメリカの国立公園の存在を教唆した可能性が高い。さきのベルツがアメリカの国立公園にちなんで、日光の国立公園について進言したとの説もこうした文脈でみると、うなずけないわけではない。

周知のように日光は、明治維新以来、在日の外国人の保養地、観光地として知られ、多くの外国人が訪れ、日光の名勝と自然を楽しんだ。これが中心となってまた、日本人の間でも近代登山、自然探勝、釣り、スポーツなどのレジャーサイトとして楽しまれ、奥日光の観光地的な開発が徐々にすすんだことも事実である⁽¹⁶⁾。

こうした日光のレジャーサイト化、観光地化を背景に、明治20年に「保晃会」の会員横尾輝吉は、「公園設置方法如何」という以下のような「建議」を提出した。

「日光ニ一大公園公園ヲ起サントスルハ、内外貴顕紳士ノ来遊、年一年ヨリ多キヲ告ゲヌ。従テ地所ノ売買等モ頻繁ナルノ時機ニ際セリ。夫レ如此ニシテ今日之ヲ袖手傍觀セバ、在来ノ空地ヲシテ、或ハ一人ノ所有ニ帰セシムルモ知ルベカラズ。豈慨嘆ニ堪ヘザルナリ。故ニ今其方法ヲ計画シ、今市西北ノ空地ヲ、保晃会ノ醜金ヲ以テ購求拝借ノ手順ヲ尽シ、一大私立公園ヲ設置セントスルニアリ。果シテ此計画ヲ実行スルニ至ラバ、一ハ以テ天然ノ勝区ヲ毀タズ、一ハ日光山ノ繁榮且美觀ヲ保存シ、此会ノ素志ヲシテ容易ニ達スルヲ得ベキコトト信ズ。乞フ諸君考察協賛アレ。」⁽¹⁷⁾

要するに観光化によって土地の個人所有がすすむと困るので、保晃会の資金で土地を購入して、私設の一大公園を設置し、「天然ノ勝区」の破壊をおさえ、「日光山ノ繁榮且美觀ヲ保存」しよう、という趣旨である。大変興味深い提案であるが、結局この提案は、寄付の果実で日光山の保全、修復をはかろうとする「保晃会」の規約にそぐわなかったため採択されなかったようである。

しかし保見会周辺にこうした私営とはいえ、日光山の一大公園化によって日光山の乱開発をふせぎ、天然の勝地を保護し、美観を保全し、ひいては日光山の「繁栄」を期待するという、注目すべき主張が存在していたことには留意しておかなければならない。

日光山の国立公園化の要求は、以上のような背景をもっていたことがわかったが、明治44年にこの要求が国会請願書となって表面化したのは、どのような事情があったのであろうか。

一つは、請願書も指摘しているように、住民による自主的な保護、保全運動に限界があったことである。もう一つの事情は、明治50年に大博覧会が開かれるので、これに便乗して日光山を国立公園にしてもらおうとする考えの存在である。請願書は「明治五十年大博覧会盛挙ノ時期漸ク切迫シ来レルノ時ニ当リ国家的施設ヲ要スベキ諸般ノ事業多々」あるが、日光山の「帝国公園」化はその最適なる事業である、と指摘している。

近代化をすすめていた明治政府は、明治40年に大日本博覧会実施を計画した⁽¹⁸⁾。国立公園設置運動は、この大博覧会に便乗して展開されたのである。

維新後の近代化政策の一つに、近代的な公園を建造する課題があった。政府は、日本の国際的な認知をめざして、明治期に各地で都市公園や日本型の近代的な大公園を建設していた⁽¹⁹⁾。大博覧会の開催は、近代化の新たな大きな目標であった。

そうした状況のなかで、日光山の保全運動は、政府による公園建設成果をみて、日光山の国立公園化によって目的を実現しようとする方向に転換していったのである。

以上のように日光山の国立公園化の請願運動は、名勝地の国営化であるが、ともかく名勝地の「復興と保全」を課題としたものであったことも間違いない。結局この請願書は、採択されたが議論されることなくすぎ、つぎに論じる、富士山の「国設大公園設置ニ関スル建議」の議論に汲収された恰好になり、あまり表面化しなかった⁽²⁰⁾。

この運動にたいする評価についてふれておきたい。田中正大氏は、日光山の国立公園化の請願について、「他の多くの請願が開発に重点をおいたのに対して、日光は、復興、保全に重点をおいた点に意味があった」、「この日光の場合は、開発よりも保全を訴えたところに著しい特色がある」⁽²¹⁾と積極的に評価している。

他方宇野佐氏は、日光の請願運動には「保護、保全の主対象は東照宮はじめ日光の社寺であり、これにいわゆる奥日光の風光を合わせて公園化しようというもの」であり、「自然保護以前に、門前町日光の振興があった」と評価し、「観光振興からスタートした日本の国立公園」⁽²²⁾の先駆的事例とみなしている。

両者の見解は、まったく相反する評価になっているが、いずれもやや極端で単純な評価ではないか、と私には感じられる。私は、日光山の国立公園化運動には、三つの要求の流れが混在していたと考えている。一つは、社寺の保全、二つ目は日光山の保全（つまり日光周辺と奥日光の自然、風景の保存）、三つ目は、全体として観光開発という要求である。三つの流れは、渾然としており、運動する人たちの思惑は、いずれかに偏っていたとしても、運動としては必ずしもいずれに主眼をおくかという意識を明確にしていたとは言い切れないように思われるのである。したがって、いずれが主だったとか、重視されていたとかを、容易に判定しがたい。

以上みてきた日光の運動は、宇野佐氏のように、日光の社寺の保護、保全が主で、観光振興が先行していたと評価するのは、あまりにも一面的である。また田中氏のように、「開発よりも保全」に「重点」をおいたとする評価にも、われわれがそうした面の運動を重視するのはよいとしても、やや単純化にすぎる。ちなみに日光の一連の請願書をみるかぎり、次第に観光開発への期待が強まっていることも事実である⁽²³⁾。

(1) 前掲田村剛『国立公園講話』、48頁。

(2) 前掲国立公園協会編『日本の国立公園』、23頁。

- (3) 日光市編さん委員会『日光市史』下巻，日光市，1979年，107頁。前掲『日本の国立公園』，23頁。
- (4) 宇野 佐「『国設大公園ニ関スル建議』について」，雑誌『国立公園』，1970年1月号。
- (5) たとえば宇野佐氏は，執筆当時明治44年の「請願書」が見付かっていなかったのて，明治45年の請願が最初の請願であると誤解したり，本来の請願書には「日光山」とあるのを「日光」と誤解したりしている。同誌4-5頁参照。
- (6) 前掲『日光市史』，479頁以下に全文紹介されている。ちなみに明治45年，大正3年，6年，11年の請願書も紹介されている。
- (7) 前掲『国立公園講話』，5頁以下。
- (8) 前掲宇野佐論文，『国立公園』誌，5-6頁。
- (9) 前掲『日光市史』，481-2頁。
- (10) 同上，104頁。
- (11) 同上，108頁。
- (12) 同上，108-9頁。
- (13) 同上，「保見会」についての記述を参照。
- (14) 同上，107頁。
- (15) 岡島成行『アメリカの環境保護運動』岩波新書，1990年，74頁。
- (16) 前掲『日光市史』，詳しくは「奥日光の開発」を論じた第3章第4節，第5節を参照。
- (17) 同上，291-2頁。
- (18) 前掲田中正大『日本の自然公園』，206頁。
- (19) 詳しくは同上書，第1章，第2章による日本の近代的公園形成史の分析を参照。
- (20) 同上，194頁。
- (21) 同上，199頁，196頁。
- (22) 宇野 佐「日本の自然公園—その本質と課題」，京都大学造園研究室編『造園の歴史と文化』，養賢社，1987年，所収，384頁。
- (23) 大正3年の「請願書」では，名勝地の改修保全を要求しつつ，「絶勝佳景ノ地ヲ撰ミテ之ヲ開削シ遊覧者ノ尽日清遊閑歩シテ飽クコトヲ知ラサル娯楽場ヲ増設スルノ急ナルニ如カサルナリ尚ホ進テ国賓及貴顕ヲシテ滞在休泊セシメ之ヲ優待スル旅館ノ設置ヲ要ス」などと主張されている。前掲『日光市史』，483頁。こうしたあからさまな要求は，明治44年の請願書にはみられなかった。

(2) 富士山の国立公園化要求

もう一つの富士山を中心とする「国設大公園」建設の要求についてみることにしよう。日光山の「帝国公園」化の「請願」と同じく、明治44年第27回帝国議会に「明治記念日本大公園創設ノ請願」と「国設大公園設置ニ関スル建議」⁽¹⁾が提出された。

前者は、新潟県出身の議員野本恭八郎によって提出されたもので、「明治天皇の即位50年を記念して富士山を中心に大公園をつくろう」というものであったが、この請願は採択されず、参考として政府に送付されただけであった⁽²⁾。

他方、富士山の国立公園化を要求するもう一つの「国設大公園設置ニ関スル建議」は、政府に取り上げられた。この建議の提案者は、静岡県選出の議員清峯太郎で、宇野佐氏の明らかにしているように、建議書そのものは「富士山ヲ中心トシテ国設ノ大公園ヲ設置スルハ国風ノ維持上其ノ他種々ノ点ニ於テ甚切要ノ事ナリト認ム依リテ本院ハ政府カ其ノ計画ヲ立テ以テ議會ノ協賛ヲ求ムコトヲ望ム 右建議ス」⁽³⁾という短いものであった。

しかし提案者の清議員の熱心な働きかけがあって、衆議院本会議で建議案を審議する特別委員会が設置されて、明治44年2月20日から3月10日まで4回にわたって審議がおこなわれることになった。それらの論議は、日本の国立公園観の形成にとって、極めて興味深い内容であった。

特別委員会の委員長に選ばれた清峯太郎は、第2回目の委員会で提案主旨をつぎのように主張した。

「大公園ニ依ツテ国民一般宏壯偉大ナル感化ヲ与フルトコロノ大公園モ極メテ必要」であるが、「斯ノ如キ目的ノ大公園ハ、決シテ人造ニ依ツテ出来ルモノデハナイ、人ノ力ニ依ツテ全部ヲ拵ヘルト云フコトハ出来ヌノデアリマシテ、必ズヤ天然ノ形勝ヲ基礎トシテ、而シテ之ニ相当ノ設備ヲ施シタルモノデナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、吾々ガ人格ノ高キ宏壯偉大ナル人物ニ接スル場合ニハ、吾々ノ受クル感化ト云

フモノモ極メテ絶大デアルト同様ニ、宏壮ナル名山トカ、偉大ナル形勝ノ下ニ来ッテ遊ビマス場合ニハ、吾々ノ受クル感化モ從ッテ絶大ノモノデアルト云フコトモ明カナコトデアリマス」⁽⁴⁾。

この論旨の主眼は、富士山のような名勝大自然は、人々に大きな精神的教化をあたえるので、相当の設備をほどこして国民一般のための自然公園として提供すべきである、ということである。

さらに提案者は、アメリカの「ナショナルパーク」が設置されていることに言及し、「本員ノ聞クトコロニヨレバ、北米合衆国ニ於テモ『ナショナルパーク』ト云フヨウナモノ、彼レヲ一周スルニ殆ド一週間モ掛カルト云フ大山脈ニ対シテモ、相当ノ設備ヲシテ居ルト云フコトヲ聞テ居ル」と付け加えており、「国設大公園」の発想がアメリカのナショナルパークからの着想であることは明らかである。

そうした提案にたいして政府委員の内務省衛生局長小橋一太は、「名勝地ヲ保存スルト云フ建議ノ趣旨目的」に「至極結構」であると賛意を示しながらも、公園については従来から都市公園の設立につとめており、また「名勝旧蹟ノ保存」についてもすでに維新以来おこなってきており、今も調査をすすめている。しかし「国ガ直接ニ経営」するような「富士大公園」の設立は、「一個人ノ私権ヲ制限」する必要と「財政上ノ関係」で困難であり、今後の研究課題である、といった趣旨を答弁した。

他方、清以外の委員から国立公園設置による自然保護を要求する意見も主張された。その有力な主張は、北海道選出の浅羽靖議員であった。彼は、明治35年に「北海道旅行倶楽部」を設立し、ドイツの郷土保護運動にヒントをえた自然保護運動をおこなっていた人物である⁽⁵⁾。

浅羽は、政府委員が「旧蹟保存名勝ノ保存」に「注意」しているといっているが、「日本ノ今日ノ實際ハ破壊サレテ居ル」、「鉄道ヲ富士山麓ニ敷設セントシツ、アルト云フコトデアル、鉄道其ノモノハ便利デアルガ、之ガタメニハ幾多ノ景勝地ヲ破壊サレテシマッタ」、「今日交通必要ト云フ題目ノ下ニ、風景ナドハ破壊サレテシマッテ居ル」、「到ル所旧蹟ノ破壊サレ

テ居リ、又樹木等モ伐ラレテ居」る、と演説した。そして彼は、政府委員に国立公園の設立を「兎ニ角ヤリ遂ゲルダケノ意思」の有無をただした。

また浅羽は、石狩川上流の豊かで自然美にみちた地域の保護運動をおこなっていた愛別村太田竜太郎村長の意向をうけて、「石狩川ノ上流」をもふくめて国立公園設置の要求を主張した。「単ニ此富士山ヲ中心トシテ公園ヲ設備スルト云フダケニ御同意ヲナサザルノデゴザイマスカ、或ハ又日本全体カラ打算シテ、此外ニ尚斯ノ如モノヲ幾多モ選定シテ、東西南北併セテ設計スルト云フ御意見ガアルカ」と問うた。

明治40年にこうした自然保護色の強い国立公園設立要求の演説が、国会の委員会でおこなわれたことは記憶されてよい。しかし政府委員は、前言を繰り返すだけであった。

委員会の質疑で注目されたもう一つのことは、清議員の発案で、アメリカ、カナダの国立公園の問題を登場させたことである。第3回目の委員会では、鉄道院総裁後藤新平をつうじて鉄道院営業課長木下淑夫が招かれ、アメリカとカナダの国立公園、ヨーロッパの自然公園について小一時間ほどの説明がなされた。

報告者の木下淑夫は、欧米に3年ほど留学しており、国立公園について視察し、ある程度学び理解していた運輸官僚であった⁶⁾。木下は、アメリカ、カナダの「国立公園」においては、道路を設備し、宿泊所などを建設して、自然を保護していると報告している。

たとえばカナダのバンフ「国立公園」について、政府がおこなっていることとして「第一ニ徒歩散歩ヲスル道ヲイロイロ彼方此方ノ公園ニ造ルコトダトカ、自転車ノ道ヲ造ルコトダトカ、馬ニ乗ッテ彼方此方ヲ跋涉スルコトノ出来ルヤウナ道ヲ造ル、無論馬車自動車ノ道モアリマス、…公園内ニ有名ナ温泉ガアリ…、加奈陀太平洋鉄道ガ『ホテル』ヲ拵ヘテ経営シテ居リマス」とレジャー・観光開発の側面を紹介しつつ、「政府ハ其処ニ無論公園ノ看守ト云フヤウナモノヲ設ケテ、サウシテ相当ノ保護公園ノ発達ニ十分力ヲ尽シテ居リマス、尚法令ノ力ニ依ッテ或ハ狩猟ヲ禁ズルカ、

其他樹木ヲ伐採スルコトヲ禁ズル」などの措置をとっていると報告した。

さらに木下は、北アメリカ合衆国の国立公園について、「大キナ公園ニナルト、軍隊ヲ其処ニ置テサウシテ之ヲ管理サセテ居リマシテ、各種ノ狩獵或ハ伐木等ヲ禁ジテ居ルノミナラズ、徒ラニイロイロ自然ノ風景ノ美ヲ壞ハスト云フヤウナ人間ヲ取締ルタメニ、軍隊ヲ用キテ居ル」と指摘した。また国立公園の一部が資産家の寄付によったとか、「有志団体ナドノ力」によって、施設が維持されている事例をあげている。

木下は、さらに国立公園ではないが「自然的ニ国民ノ遊園地」となっているイギリスの湖水地方に言及し、ボストン市の風景技師ローレンの「国立公園ノ条件」5条を紹介した。その要点は、(一) 規模広大にして数十万人を包容しうること、(二) 運輸機関完全にして全国各地より容易に集会しうること、(三) 健康地たること、(四) 土地が国有地か又は公共団体の所有地にして容易に買収しうること、(五) 特殊の風景を有することなどであった。

最後に木下は、この国立公園の条件をもとに、富士山は、国立公園として「大変宜イ」と指摘し、富士山麓の「交通機関ト田舎ノ風景ノ調和」を主張し、周辺のリゾート・観光の開発に言及した。木下の報告は、当時としては、欧米の国立公園、自然公園についての認識として、自然保護の側面をしっかりと見据えた質の高いものだったと評価できる。

以上のような国立公園設置要求にたいして、第4回目の委員会では、最終的な答弁をおこなった内務次官一木喜徳郎は、従前の政府答弁を繰り返したにとどまった。

当時の新聞は、一木内務次官の発言を、「本案提出の骨子は名勝旧蹟を保存し国風の維持を為すにあるが如し、政府は従来名勝旧蹟保存に応じ既に古社寺保存法によりて目的の達成を計りつつあり、而して一般的に全国の名勝旧蹟保存に依りて提案の如き制度を設けんとせば所有権其他に重大の影響を及ぼすべきを以て卒然此等の計画を為すことは能はず、今は名勝旧蹟保存調査時代に属し将来財政に余裕あらば時期を見て其歩武を進めん

とす」⁽⁷⁾と要約している。

要するに、国立公園の設立の趣旨には賛成だが、国立公園の設立は、土地の私有権にかかわる重大な問題（先の木下の発言を想起すれば、私有地の買収による公有地化を想定していると考えられる）があり、しかも財政的にみても困難であり、目下のところは調査の段階である、ということである。

こうして国立公園設立の請願は、結論的には、「富士山ヲ中心ニシテ」という文言を削除し「国設ノ大公園ヲ設置スルハ国風ノ維持上其他種々ノ点ニ於テ甚タ切要ナルコトト認ム、依リテ本院ハ政府ガ速ニ調査ヲ為シ其計画ヲ立テラレムコトヲ望ム」との委員会の修正案をうけて、本会議で決議されたにとどまる。

政府は、国立公園の設立の請願を承認したものの、その実、決して実際に国立公園の調査をおこない、設立しようとは考えていなかったのである。しかも政府は、同じ明治44年3月の第27回帝国議会において、「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」を採択して、後にみるようには大正8年に国立公園法に先んじて法制化される「史蹟名勝天然記念物保存法」に道を開いた。宇野佐氏の指摘するとおり「国設大公園の設置を時期尚早と考え、かわりに史蹟名勝天然記念物の保護の方を推進する方針をとった」⁽⁸⁾のである。

日清戦争を背景にして強まったナショナリズムの後押しもあって、日本的な文化を押し出す風潮が起こってきた。その一つの典型が、志賀重昂の日本風景をやや国粹的に強調した『日本風景論』（明治27年）の出版であった。そうした社会状況を背景にして、明治20年代にドイツに留学し欧州の天然記念物保存運動に共鳴した三好学は、明治40年前後から、それを日本に紹介し日本における天然記念物保存運動をおこなっていた。その成果は、明治44年の帝国議会における「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」の可決であった⁽⁹⁾。

こうして国立公園設置の「建議」は採択されたが、政府の消極的態度の

ために、その後しばらく国会での論議はなくなっていくことになる。しかも田中氏が指摘しているように、国立公園設置運動側が期待した明治50年に開催が予定されていた大博覧会が、明治44年に中止されたことも、国立公園設立運動の盛り上がり打ち消す結果になったと考えられる⁽¹⁰⁾。

以上のように、明治44年にわが国の国会で国立公園の設立について議論がたたかわされ、また提案者の国立公園についての考え方も提起され、政府の考え方も一応示されたことは、宇野佐氏の指摘するごとく「日本の国立公園史にあらためて大書されるべきであろう」⁽¹¹⁾。

では、これまでの研究では、この時の論議がどのように評価されているのであろうか。宇野氏は、さきにみた清議員の「国設大公園」設立の主張を「現在の概念でいう国立公園の趣旨との間に何ら差を認めることができない。」⁽¹²⁾と評価している。確かに清は、アメリカの国立公園を想定しているが、しかし彼は、アメリカの国立公園の実態をどう理解したか明らかにしていない。

むしろ清は、アメリカの国立公園が自然保護の精神を重視する側面にまったく言及しておらず、むしろ大公園に「相当ノ施設ヲ施」すこと、つまり観光的開発の側面のみを強調しているように受け取れる。

したがって宇野佐氏による清の国立公園論の評価は、少々過大にすぎるといわざるをえない。また清の提出した建議は「米国の国立公園を十分に意識した」⁽¹³⁾ものであるという評価もやはり根拠のない過大評価であると指摘せざるをえない。

むしろ鉄道院の木下淑夫らが、おそらくアメリカの国立公園事情をよく理解し、またそれゆえ、政府委員側は、アメリカの国立公園を想定すれば、広大な公有地にもとづく国立公園の設置の困難さを良く理解していたのではないかと考える。

田中正大氏は、この建議書をどのように評価しているのであろうか。氏は、建議書の主張が富士山の「利用開発にウエイトをおいた内容」⁽¹⁴⁾であると批評している。

確かに大博覧会をめざして国立公園を設置するという構想は、国立公園を海外の観光客をターゲットにし、また国内的にも立派な国立公園の設置によって「国風ノ維持」をはかるために「相当ノ設備ヲ施」すことは、観光開発といえるかもしれない。しかしだからといって、建議書が「利用開発にウエイトをおいた内容」であったと簡単に即断できない。

国立公園の利用と保護というアンビバレントな関係をめぐる論争を正しくあつかうためには、利用と開発という問題をあまりにも単純にあつかうべきではないというのが私の立場である。

私は、この建議書の段階では、当事者は富士山の一定の開発を考えていたと思うが、それが「利用開発にウエイトをおいた」ものであると自覚していたかを、確定できない。また国立公園の利用を主張したからといって、アメリカ、カナダの国立公園のレクリエーション的な利用を想起すれば、それだけで「利用開発にウエイトをおいた内容」であるとみなすわけにもいかない。

もともとレクリエーションや観光のための利用を目的としない国立公園など、スイスの例をのぞけばどこにもない。だから私は、国立公園の利用を単純化してあつきたいくないのである。田中氏の指摘にはそうした単純化がみられる。すでに指摘したように、日光山の国立公園化の批評についても、そうした単純化がみられた。

以上のように、明治44年の二つの国立公園設置運動は、明治天皇即位50年を機に、日本大博覧会（万国博）を開催しようとする政府の政策に期待することが大きかった。そうした動きは、何も国立公園の設置だけにすぎたことではなく、近代的な公園設置の動きにもみられた。

しかし大博覧会は、財政難もあって、明治44年に中止された。大博覧会にたくした夢は、政府の国立公園設立の消極的な態度とともにあえなくついえさった。とはいえ国立公園の設立要求運動は、日光においてつづけられていた。また国立公園に関心をもつ学者などが、この件を機会に国立公園問題の研究に励むことになった。

以上のように、日本の国立公園観の萌芽は、まだ国立公園のイメージを明確にするにいたらなかった。しかしそこには、すでに日本の国立公園問題のかかえる複雑な問題点が内包されていたと指摘できる。

政府は、アメリカの国立公園を意識しつつ、国立公園が土地問題をかかえ、財政的にも大変だと認知しつつあるが、国立公園の概念などを明確に提起はせず、その設立には消極的な方針を示した。そのかわり、さしあたり史蹟名勝天然記念物の保護の姿勢を示したにとどまった。

他方、国立公園設置の要求も、日光と富士山では、その意図するところがかなり異なっており、前者は、興廃に瀕しつつある東照宮という歴史的文化遺蹟をかかえ、またその背景をなす日光山の自然破壊、あるいは観光地化による俗悪化の脅威が、国立公園化運動を生み出しているようであり、その国営化によって、日光山の観光化をも促進しようとする二重の意図がみえる。

これにたいし、富士山の国立公園化の要求は、代表的な日本の大自然を国民の利用に供しようとするものが主張され、大自然の保護という意識が必ずしも明確に強調されなかった。こうした対照的な国立公園化の要求は、その後の国立公園設立運動に内包する二つの傾向であり、一様にあつかうことはできないであろう。

最後に私が主張しておきたいことは、この時期における国立公園の利用、あるいはレジャーや観光のための開発という場合、必ずしもその内容がはっきりしておらず、はっきりいって、戦後日本の自然の乱開発を想起して、安易な利用批判をしてはいけないということである。観光開発は、少なくとも歴史的に、開発事業の規模、性格、それに開発主体の大きさ、そして開発技術に大きく依存しているからであり、安易に歴史的差異を無視してはいけない。極言すれば、日本のように自然の豊かな明治期の段階で、国立公園の予定地のごくわずか一角を、景観や自然保護を考慮して開発するのであれば、それほど問題ではない。

とはいえ、日本の自然保護思想史の観点からみれば、浅羽靖のような国

立公園内の開発制限，自然保護の強調は，大いに評価されなければならないし，原理的に国立公園内の開発は厳しく制限されるべきであるという主張や，自然を積極的に保護するべきであるという原則論は，重要な意義をもっているといえよう。しかし明治期における国立公園の論議は，必ずしも十分に問題点を浮き彫りにするにはいたらなかった。それは，大正期になってようやく，国立公園論争の中で提起されることになる。

- (1) 前掲田中正大『日本の自然公園』，192頁。
- (2) 同上，193頁。
- (3) 宇野 佐「『国設大公園ニ関スル建議』について」『国立公園』誌，5-6頁。
- (4) 『帝国議会議院委員会議録』，第六類第十五号，第二七回「国設大公園設置ニ関スル建議案委員会議録（速記）第二回」，3頁。なお今後，議事録引用の際には，煩雑なので頁の指示を省略する。
- (5) 前掲依浩三『北海道の自然保護』，197-8頁。
- (6) 前掲『日本の自然公園』，207頁。
- (7) 『国民新聞』，明治44年3月11日，「大公園国設可決」の記事。
- (8) 前掲宇野佐論文『国立公園』誌，7頁。
- (9) 前掲『北海道の自然保護』，196頁。
- (10) 前掲『日本の自然公園』，206頁
- (11) 前掲宇野佐論文，7頁。
- (12) 同上，6頁。
- (13) 同上，6頁。
- (14) 前掲『日本の自然公園』，201頁。

2. 大正期の内務省による国立公園候補地調査とその思想

(1) 国立公園問題の再浮上

国立公園の成立過程の第2期は，大正10年に内務省が国立公園に関する調査を開始し，再び帝国議会で国立公園の論議が活発におこなわれ，それにともなって世上で広く国立公園の問題が取り上げられ，さらに利用と保護をめぐる学者間で論争がおこなわれ，大正14年に国会で国立公園

論議が終了するまでの時期である。国立公園に関する論議は、わずかに数年の間であったとはいえ、その後の国立公園の設立にとってそれなりに実りの多いものとなった。その過程で、内務省の衛生局保健課を中心に、国立公園についての考え方が確定され、昭和期の国立公園法の制定、国立公園の指定に基本的な思想が準備されることになったからである。

明治44年に国立公園設立の要請が帝国議会で議論されたが、国立公園問題は、しばらく影をひそめてしまった。しかし国立公園の問題は、大正期にはいて二つの方面から提起された。

一つは、公園研究者の分野から、国立公園の問題が論じられてきた。直接的には大正7年に田村剛は、「近代造園学の確立に大きく貢献した画期的な『造園概論』を刊行し、「その中で特に公園に関しては新たに『自然公園』という名称を初めて用いて、公園の中に新しい類型を設け」「国立公園」という用語をはじめて公園学の分野で提起した⁽¹⁾。

田村剛は、日本の国立公園の生みの親ともいわれ、事実、日本の国立公園の設立に生涯をかけてきた人であるが、明治23年に生まれ、東大農学部で本多静六教授に林学を、大学院で3年間造園学を学び、大正9年に内務省衛生局保健課の嘱託となり、以後国立公園行政にたずさわってきた。

田村の恩師であり東大農学部の教授で林学と造園学を講じていた本多静六は、近代造園技術を研究していたが、明治33年の「東京の日比谷公園の設計に始まり、一九一二年（明治44年—引用者）頃から主として地方公園の設計に乗り出して、松島・軽井沢・琵琶湖・日光・厳島・大沼の公園設計につき、実地指導していたが、大正四、五年頃より本多博士の教室にあった本郷高德、上原敬二、田村剛等と協力して、造園学の体系づけに進むと共に（大正7年には一引用者）、日本庭園協会を設立し、社会啓蒙にも着手⁽²⁾し、日本の近代庭園、公園観の形成に大きな役割を果たしつつあった。

自然色の強い森林を研究していたためか、本多の設計した松島、厳島、大沼などの公園は、今日の言い方では「自然公園」に近く⁽³⁾、本多は、自

然公園に大きな興味をいただいていたことがわかる。本多の愛弟子田村が、師の志をついで自然公園としての国立公園の研究と実際的なかわりへ傾斜していくのは、自然の成り行きであったであろう。

こうして大正6年頃から公園研究の分野で国立公園の問題が話題になっていったのであろう。他方、明治初年以来伝統的に都市公園を所管して、国民の生活環境に関心をいただいていた内務省衛生局保健課は、大正5年に「保健衛生調査会」を組織し、「従来の伝染病予防を主とした消極的衛生行政から国民の健康増進を目的とする積極的行政へと進展していく端緒」⁽⁴⁾をつくったといわれている。

衛生局保健課は、公園設計の関係で早くから本多静六と関係をもっていたはずである。本多は、はじめから国立公園は、衛生局保健課で所管されるべきであると考えていたであろう。

他方、史蹟名勝天然記念物保存法のような自然保護の思想を内包した法律を大正8年に制定した部局は、内務省官房室地理課であった。明治44年に「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議」を貴族院に提出した、自然保護意識の強いドイツの天然記念物保存運動につうじていた生態学者三好学者らは、自然保護思想をもっていた植物学者白井光太郎、貴族院議員徳川頼倫侯爵、歴史学者三上参次、地理学者井上禰之助、植物学者吉井義次、などの学者とともに、大正期にはいて運動をつづけていた。運動に熱心であった徳川頼倫を会長として明治44年12月に史蹟名勝天然記念物保存協会が設立され、大正3年には協会の機関誌『史蹟名勝天然記念物』を発行し、大正8年には史蹟名勝天然記念物保存法を制定させた⁽⁵⁾。

この法律の要点は、以下のとおりである。

「第三条 史蹟名勝天然記念物ニ関シ其ノ現状ヲ変更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四条 内務大臣ハ史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第六条 第三条…第四条…ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁固若ハ拘留又ハ百円以下ノ罰金若ハ科料ニ処ス」⁽⁶⁾。

この法律は、「自然保護のため一定の現状変更行為の制限・所有権制限を課す法制度のはしり」であり、「後の自然保護法制に受け継がれていく」⁽⁷⁾と評価されている。

なお、国立公園法の制定に先立って史蹟名勝天然記念物保存法が制定されたのには、幾つかの理由が考えられる。第1に、自然美や景観美は、当時はまだかなり豊富で保護の緊急性に比較的とぼしかったのにたいして、史蹟、名勝、天然記念物などは、明治維新以来、放置され荒廃がすすんでおり、緊急性が著しく高かったことがあげられる。第2に、国立公園については、明治44年に「請願」が採択されたものの、時期尚早としりぞけられたのにたいし、天然記念物については、すでに明治40年代にそれらの保存運動が起こり、明治44年に「請願」が採択され、政府が前向きな姿勢をとっていたことである。第3に、国立公園はかなり広い地域を想定し、まさに面であり、制定には相当の予算をつまなければならなかったのにたいし、天然記念物のほうは、点の群れであり、財政負担が比較的軽かったことである。

この法律の制定後、大正9年に史蹟名勝天然記念物を指定すべく、「史蹟名勝天然記念物調査会」が、内務大臣を会長に、多くの学者や行政官をまじえて組織された⁽⁸⁾。

そしてこの史蹟名勝天然記念物保存法を制定し、保存を所管したのが内務省内閣官房室地理課だったのである。そして田村剛によれば「地理課では、欧米各国の例によると、国立公園と記念物は同一のものであると主張し」⁽⁹⁾、国立公園についても大きな関心を示したのである。

たとえば地理課は、大正9年には「アーレンスの『合衆国の国立公園』を翻訳刊行し」、「第一頁にはエローストーン国立公園の設定の趣旨が記されており、国立公園と国家記念物とは結局天然保護区域である旨を強調し」⁽¹⁰⁾、自然保護的な傾向の強いアメリカの国立公園を好意的に受け止め

ていた。

ここでは明らかに国立公園問題が、内務省内の二つの組織によって大きな関心をもたれていたことがわかる。おそらく双方の組織が、相手を意識し、自組織こそ国立公園を所管する機関であると考えていたと思われる。

田村剛は、公園行政の立場から衛生局保健課が、天然記念物をもっぱら「国家による保存が問題」であるのにたいして、国立公園は「保存と開発と併せて行ふ自然公園の一種であるから、…衛生局の主管すべきこと」だと「主張」したと回顧している⁽¹¹⁾。

さらにこの点に関連して、田村剛執筆の『日本の国立公園』は、「大正9年、時の主管課長湯沢三千男は、この制度を強化するために、公園法制定その他事務の発展を企図して、新たに嘱託員として田村剛を委嘱し」と指摘している⁽¹²⁾。

本多は、地理課の動向を察知して、保健課による国立公園行政を強化するために、自分の愛弟子である村田剛を保健課嘱託として送り込んだのではないかと推察される。かくして田村剛の保健課の嘱託への採用は、おそらくその後の国立公園問題に決定的な影響をあたえることになる重大事であった。

しかも大正9年の時の内務次官小橋は、明治44年に国立公園設置の請願書と建議書の処理にあっていた当時の衛生局長であり、内務省内で衛生局保健課が国立公園問題を担当することが妥当であるとの考えを強めたのではなかろうか。こうした行政内の縄張り争いは、双方に国立公園に関する見解の相違の芽をかかえていたから、なおさら拍車がかかったとみるべきであろう。

しかも田村の国立公園論は、公園論から発した国立公園であり、後にみるように、国立公園の開発、利用という側面を強調する主張であったから、衛生局保健課の方針、体質とかさなっていた。だから田村は、衛生局保健課から嘱託として招かれる必然性をもっていたのであり、こうして保健課の理論的支柱となり、その後、国立公園行政に中心的な役割を果たしてい

くことになる。

- (1) 前掲環境庁自然保護局編『自然保護行政のあゆみ』, 43 頁。
- (2) 前掲国立公園協会編『日本の国立公園』, 25 頁。
- (3) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 42-3 頁。
- (4) 前掲田中正大『日本の自然公園』, 222 頁。
- (5) 前掲『日本の国立公園』, 25 頁。本書の年表をも参照。なお本書での史蹟名勝天然記念物保存協会の設立は大正 8 年とあるのは、誤りである。
- (6) 山村恒年『自然保護の法と戦略』(第 2 版), 有斐閣, 1994 年, 101-2 頁に全文紹介されている。
- (7) 同上, 102 頁。
- (8) 前掲『日本の自然公園』, 219 頁。
- (9) 前掲田村剛『国立公園講話』49-50 頁。
- (10) 前掲『日本の国立公園』, 25 頁。
- (11) 前掲『国立公園講話』, 50 頁。
- (12) 前掲『日本の国立公園』, 26 頁。

(2) 国会における国立公園論議の再開と候補地調査

以上のような国立公園問題をあつかう内務省内の対立を背景に、大正 10 年 2 月の第 44 回帝国議会の予算委員会で、栃木県選出の松岡俊三議員は、日光の国立公園設立請願運動の声を代表して、日光山の国立公園化について政府の方針をただした⁽¹⁾。

松岡議員は「国立公園ニ就テ御尋致シマス」として「日光、箱根等ハ外人ノ最モ親シマントスル所デアリマスガ、就中日光ノ如キハ殆ド世界ノ日光トモ言フベキ所デアリマス」と指摘し、「内務當局ニ於テハ、将来国立公園トシテ日光ノ全山ニハドウ云フ御考ヲ持ッテ居ルカ伺ヒタイ」と質問した。

松岡は、日光の国立公園化要求の理由を、かつての「請願書」の趣旨にしたがって、日光方面が県道であるため「県費デ負担」ではまならず、日光への外国人観光客は、全体の 40 万人のうち 13%、400 万円の消費額

の23%にもおよんでいるにもかかわらず、「日光ニ対シテハ実ニ不完全ナ道 DEAL, 殊ニ中禅寺方面カラ湯元方面ヘ参リマスル所ノ道路ハ, 宮内省ニ関係モゴザイマセウガ, 自働車ガ通ルコトガ出来ルニモ拘ラズ, 是等ノ道ヲ拵ヘルコトガ出来ヌ様ナ不便ガル」と説明している。

ちなみに日光では、大正期にはいっても相変わらず大正3年、7年と2度にわたって日光の国立公園化の請願をつづけていたが、その内容は、観光開発の要望を強めていたとはいえ、日光の国立公園化による保全、保護への切実な願いも強まっていた⁽²⁾。

松岡の質問に答えたのは、時の内務次官であり、明治44年の国立公園化請願委員会で政府委員として答弁にたった当時の内務省衛生局長小橋一太であった。彼は、つぎのように答えた。

「我国ガ風景美ヲ以テ世界ニ誇ッテ居リマスル我国内ニ於テモ、風光絶美ノ地方ニ於テ(国立一引用者)公園ヲ設立スルト云フコトハ、我国トシテ必要ト…考マス」。しかし「其費用ノ点ニ於テ中々是ハ手ヲ著ケ兼ネル、外ニ急グモノガアッテ…其儘ニナッテ居リマス」

と正直に財政不足を指摘した。

さらに小橋は、一方で昨年度(大正8年)「史蹟名勝天然記念物調査会費」が通過して、今年度(大正9年)よりこの方面の調査が「著々進行シテ居リマス」といい、他方で国立公園については「公園ト云フ側カラ相当ノ専門家、林学博士ヲ内務省ガ囑託シテ、大公園ヲ目下調査シテ居リマス。愈々相当調査ガ出来上ツタナラバ実行上ノ問題ヲ進メテ行クコトニナルデアラウト思ヒマス。要スルニ、目下調査中ト云フコトヲ御答致シテ置キマス」と、国立公園の専門家の確保と調査の開始を示唆した。

こうした松岡の質疑を機会に、国立公園問題は、一挙に表面化した。

小橋内務次官の答弁からわかるように、政府は、大正期の国立公園政策として、国立公園の設立は財政上時期尚早であるが、大正8、9年頃から国立公園について調査研究を開始するという方針と、国立公園問題の調査を内務省内の地理課と衛生局保健課の二つの部署で取り組むという方針を

示した。明らかに組織上は、曖昧さをのこしたことになる。

ともあれ、国会で政府の方針が示されて、両派の調査は、それぞれ別途におこなわれた。衛生局長潮恵之助と保健課長長澤三千男らは、保健衛生調査会で、大正10年6月に大正10年度の事業として、国民の生活調査とならんで「都市公園の改善及国立公園に関する調査」をおこなう方針をたて、調査を開始した⁽³⁾。

保健課は、「田村剛を主任とし新に中越延豊を技手に採用し、保健調査費の一部を割いて、直ちに実地調査に着手することになり、まず当時山岳界で人気を呼んでいた上高地を手始めに、六月八日から二四日間の調査を実施し、引続いて八月中に白馬岳一帯、雲仙阿蘇一帯、九月に日光といった順序で、あわただしい調査をおこなっていった」⁽⁴⁾。

他方、地理課を拠点とする史蹟名勝天然記念物調査会は、大正9年から「史蹟名勝天然記念物調査費」を使って、国立公園を「名勝のうち規模の大きいものとの考えをもって」、多数の行政官、学者、地方の同調査会、調査員を動員して、かなり組織的に調査活動をおこなった⁽⁵⁾。

こうして二つの部署でおこなわれた国立公園についての調査は、「時に現地で調査員がはち合せしたり、調査結果の新聞発表に意見の食いちがいをみせ、世間を迷わせたこともあった」⁽⁶⁾といわれている。けだし当然であり、混乱はまぬがれなかった。

大正12年2月、各種の国立公園設立の建議案を審議する第46回帝国議会衆議院委員会で、先の松岡議員は、「二ツノ機関ガアル為ニ、私共ノ栃木県ナドニ於テモ、国立公園ニ対スル調査ニ対シテ頗ル閉口シテ、…両方ノ意見ガ全ク正反対ニナッテ居ル、…困」⁽⁷⁾っていると混乱を指摘し、政府委員に質問をしている。

この委員会には、衛生局長横山助成、内務書記官堀切善次郎の政府委員のほか、松岡俊三、など地域を代表する議員が多数出席し、国立公園について6回の委員会が開かれ、長時間の議論がおこなわれた。政府委員は、国立公園の政策、その思想的背景を率直に指摘したが、それは当時の国立

公園観を示すものとして興味深い。

第1回目の委員会審議では、国立公園について一般論が論議された。まずはじめに国立公園の目的、調査の進捗度、実現の予定について質問がなされた。

この質問に地理課を代表する内務書記は、国立公園は、「国民ノ保健衛生」と「史蹟名勝天然記念物保存」とを主眼とする二つがあり、「主トシテ衛生ノ見地カラ致シマスモノハ、衛生局ニ於テ調査シ、大規模ノ名勝ト云フ点カラハ大臣官房ノ地理課ニ於テ…調査ヲ進メテ」と答えた。

横山衛生局長は、堀切の意見を認めつつ、両セクションの「連絡ヲ能ク取ツテ」「今日ノ所デ調査」し「選定」した「十六箇所」の地名をあげた。しかし「財政ノ都合ガ色々アル」ので、実施「計画ハ目下ノ所マダ熟シテ居リマセン」と付け加え、政府の基本的な方針を示した。

また「調査ノ方法」についての質問に、「実ハ地方ノ要求ト云フモノハ余リ考慮ヲ致サズ」つくったと回答し、「調査ノ標準」として、「予算ノ要求」はとくにしていないこと、「文献」の参照と「実地調査」をあげ、実地調査の「事項」として、地域の歴史、風俗、現状、気象、地理、交通などをあげた。ただし「国立公園ノ経営管理ノ方法」については、調査中として明言をさけた。そして議員たちの早く国立公園を設置せよとの要求にたいしては、「国立公園ガソウ急ニ実現スルト云フ風ニハ私共考ヘテ居リマセン」とはっきり否定的に答えた。

2回目以降の委員会でも基本的に同じ問題が繰り返し論議されただけであったが、やや問題が具体的になった点も少なくはなかった。たとえば、予算付きの「国立公園ノ問題ニ付テ、一ツノ統一セル機関ヲ設」ける要求がだされたり、第4回委員会では国立公園の「調査会ヲ設立」する「決議」がなされた。

また道路建設なしの自然は「寶ノ持腐」ではないかという議員の質問に、堀切政府委員は「道路トノ関係ニ付キマシテハ、御承知ノ通り現在ノ景勝ノ地ヲ破壊スルコトニナリマスレバ、一旦破壊スレバ其復旧ハ到底不可能

ノ事ニナリマスカラ、是等ニ付キマシテハ余程慎重ナ調査研究ヲ要スルコトト考ヘマシテ、余リ手ヲ着ケテ現状ヲ破壊スルト云フコトニ対シマシテハ、成ベクヤラナイヨウナ方針デ居ルノデアリマス」と地理課の自然保護的な方針を示した。

また衛生局や田村剛への批判も強くだされた。平野議員は「田村博士ノ新聞ニ発表サレタ意見」によっても「当局ノ調査ガ頗ル緩慢」であり、「衛生局長ノ手許デハ、此実現ハ甚覚束ナイ」と指摘し、早急な実現を要求した。

また各地の国立公園設立建議の提案説明でも、多くの議員の主張は、国立公園の趣旨とは別個に、国立公園化をもって、交通施設、観光施設の開発、そしてそのための補助金の要求をおこなった。

たとえば、「国立公園設定ノ促進ニ関スル建議案」を上程した平野光雄議員は、国立公園をつくるうえでの「本案ノ大体ノ趣旨は」「道路ト云フモノガ第一デアル」、つまり「観光道路」の開発であると説明している。松岡議員も「国立公園ノ主タル仕事ハ、道ヲ造ッテカラ名勝ヲ知ラシムルト云フヤウナ立場デ、ソレガ主ナル仕事ダロウト思イマス」と本音を告白している。

さて、調査対象になる地方の事情は、日光の事情からわかるように、自然の保護を重視しつつも、観光開発、地域開発を目的とした国立公園の設置要求に傾いており、地域レベルで2系統の調査の内、いずれへの支持が強かったかは、おのずから明らかであった。

この両派による国立公園候補地調査は、大きな波紋を生んだ。田村らのマスコミ上での国立公園論の展開や、地方での調査は、一般社会の国立公園問題を引き起こした。その中心は、各地の名勝地、観光地で地元を国立公園に指定しようとする請願運動を引き起こした。

それは、全国各地から帝国議会に提出される国立公園に関する建議、請願の急増から推察される。大正10年には一つにしかすぎなかったものが、同じく11年には6件、12年には27件、大震災の影響で13年は1件、14

年には15件、15年には18件、昭和2年には24件にもたった⁽⁸⁾。

こうした内務省2系統による国立公園の候補地調査は、各地の観光開発を刺激した。後に詳しくみるように、保健課が国民に広く利用の機会をあたえようとする国立公園の設置は、名勝地、観光地、あるいは埋もれている名勝地や観光地、あるいは俺らが地方を観光地化して発展させようとする善意の地方の有志やひと稼ぎしようとする観光業者、土地所有者、不動産屋、利権漁り政治家などを刺激しないではおこななかった⁽⁹⁾。

後に問題とするように、大正10年頃の段階で調査主体は、必ずしも国立公園、候補地選定の基準を明確にしていたわけではなかったが、ともあれ史蹟名勝天然記念物調査会は、大正11年11月に、国立公園の候補地として、14箇所を指名した。また衛生局保健課は、大正12年2月に横山衛生局長の議会での答弁で、16箇所の候補地を公表した⁽¹⁰⁾。

さてここで、両派の候補地調査の結果とその背後にひそむ考え方、思想を検討してみよう。

衛生局保健課の国立公園観は、すでに簡単にみたように、国立公園によって国民の健康、教化のために大自然、風景美を保護しつつも積極的に利用するという趣旨であった。こうした国立公園論は、衛生局保健課の田村剛、その恩師本多静六によって主張された。具体的には、田村剛は大正10年1月に日本庭園協会の機関雑誌『庭園』に「国立公園の本質」という論文を発表し、大正10年9月20日～25日の大阪朝日新聞紙上で「国立公園論」を連載した。また本多静六は、雑誌『史蹟名勝天然記念物』の大正10年8月号で、「風景の利用と天然記念物に対する余の主張」を掲載して自説を強調した。これらの主張は、後に詳しく分析紹介するように、明治末から大正初期にかけて展開された天然記念物保存派の自然保護論にたいする批判をふくむものであった。

他方、地理課の国立公園観は、『史蹟名勝天然記念物』誌において国立公園によって天然記念物を保護する論説として発表され、多くの論客が衛生局保健課の田村、本多らの考えを批判した。たとえば、植物学者白井光

太郎は、大正11年6月に「国設公園と植物」でアメリカの国立公園を想定し、天然記念物を国立公園で保護する必要性を説いた。

植物学者の武田久吉は、大正11年6月の『東京朝日新聞』で「国立公園と山岳」と題し、田村、本多らの国立公園論を痛烈に批判した。つづいて本多静六の弟子であった上原敬二が『史蹟名勝天然記念物』誌の大正11年8月、9月号で「国立公園の真意義」を書き、また同年11月『東京日々新聞』に「国立公園と風景保護」を發表して、衛生局保健課と田村、本多らの国立公園論に武田以上の激しさで批判した。

それらの論議は、後に詳しく紹介するのでここではふれないが、地理課は、天然記念物と自然の保護を強調しつつ、国立公園の候補地を調査し、また自然を公園化して設備をほどこし広く国民に開放するという国立公園観をもった衛生局保健課は、それぞれ候補地の選定調査にはいった。

田中正大氏のまとめによれば、国立公園の候補地は、おもに大正10年1月発表（雑誌『庭園』の「国立公園の本質」）の田村案として16箇所、大正11年11月発表の史蹟名勝天然記念物調査会案の13箇所、大正12年2月発表（第46帝国議会委員会）の横田衛生局長の16箇所案、大正13年4月発表（『都市と公園』所収「国立公園論」）の本多静六の20箇所案である。

もっともこうした調査の過程で候補地を私的に公表するといった今日では考えられないような不手際が、最初に田村によっておこなわれたことは、各地の観光開発、名勝地の国立公園化運動を刺激し、混乱の一因となり、批判派の恰好の攻撃材料になった。

これらの候補地を比較検討すると、なかなか興味深い論点が浮き彫りにされる。大正期の公式候補地案は、一応横山衛生局長案であるとすると、この案は、結果としては、田村の当初案の15箇所中7箇所（46.7%）と一致し、8箇所がはずれている。他方、史蹟名勝天然記念物調査会の案は、14箇所中10箇所（71.4%）が一致して、4箇所がはずれたのみである。衛生局の公式案は、史蹟名勝天然記念物調査会の候補地をより多く採用し

第1表 大正期の国立公園候補地

選 定 者 (公表時期)	候 補 地
横山衛生局長 (大正12年2月)	大沼公園, 雄阿寒, 登別, 十和田湖, 磐梯山, 上高地, 立山, 白馬岳, 富士箱根, 日光, 大台カ原, 瀬戸内海, 大山, 温泉(雲仙)公園, 阿蘇山, 霧島
田村 剛 (大正10年1月)	大沼, 十和田湖, 松島, 榛名赤城, 上高地, 軽井沢, 戸隠, 諏訪湖, 信州御岳, 日光塩原, 富士箱根, 浜名湖, 琵琶湖, 瀬戸内海, 霧島
史蹟名勝天然記念物 調査会 (大正11年11月)	阿寒湖, 登別, 十和田湖, 松島, 磐梯山, 日本アルプス, 白馬, 上高地, 片品村森林, 日光, 富士箱根, 淡路, 大山, 霧島
本多静六 (大正13年4月)	阿寒湖, 大沼, 十和田湖, 松島, 日本アルプス, 軽井沢, 妙義, 戸隠山, 信州御岳, 諏訪湖, 日光塩原, 富士箱根, 伊豆, 浜名湖, 琵琶湖, 大台カ原, 瀬戸内海, 阿蘇, 霧島

(注) 田中正大『日本の自然公園』212-3頁をもとに再加工。

出典は田村については、論文「国立公園の本質」、史蹟名勝天然記念物調査会については『史蹟名勝天然記念物』誌大正11年11月号、本多静六については、大正13年の日本庭園協会編『都市と公園』の論文「国立公園」。なお、田村案の朝鮮の金剛山については無視した。

たことになる。

また时期的にはやや後にずれて発表されているが、本多の候補地案は、20箇所中9箇所(45%)しか一致していないで、11箇所がはずれている。皮肉にも、田村、本多ら衛生局側の学者が、国立公園候補地の選定に指導権をもったと思われるのに、大正12年の段階では、決して田村や本多の案が中心になってまとめられたとは思われない。あるいは一步ひいて考えても、衛生局案は、田村や本多の当初の考えを多く取り入れたという風には考えられない。むしろ史蹟名勝天然記念物調査会の案を多く取り入れて、両派の案の折衷となったというべきであろう。

さらに興味深いことは、昭和11~2年に実際に国立公園に指定される地域12箇所は、横山衛生局案16箇所の内の13箇所をふくみ、3箇所(磐梯山, 大沼, 登別)がはずれただけであり、史蹟名勝天然記念物調査会の

案 14 箇所の内 11 箇所と一致し、3 箇所（磐梯山、淡路、片品村）がはずれただけである。田村案 15 箇所の内 6 箇所をふくみ、9 箇所（大沼、松島、榛名赤城、軽井沢浅間、戸隠、信州御岳、諏訪湖、浜名湖、琵琶湖）がはずれ、本多案 20 箇所の内 9 箇所がふくまれ、11 箇所（伊豆、大沼、松島、榛名赤城、妙義、軽井沢、戸隠山、信州御岳、諏訪湖、浜名湖、琵琶湖）がはずれた。

皮肉にも、国立公園を主導する衛生局保健課の勢力は、候補地指定では、中心的役割を果たしきれなかったように思われる。この矛盾は、保健課論客たちの当初の国立公園観に問題があったのである。

この点を田中正大氏は、田村と本多の案には、ともに「諏訪湖、琵琶湖、浜名湖」「榛名・赤城、信州御岳」など「共通したものがみられる」と指摘し、その根底にある風景観が、「いわゆる、江戸時代からなじみのある風景」、いわば日本人が好んできた「伝統的な風景観」にもとづいており、山岳信仰や観光地の性格の強い伝統的な名勝地が候補地として多くあげられたとのべている⁽¹¹⁾。

これにたいして史蹟名勝天然記念物調査会案は、「明治以来のヨーロッパの文芸思潮の輸入、科学知識の普及、交通の発達などで伝統的な風景観がみなおされてスケールの大きな、原始的な大風景、特に山岳風景が好まれるようになっていた」⁽¹²⁾ことを強く反映していた。天然記念物保存派の候補地には、すなわち、日光、箱根は別にしても、田村や本多の推した諏訪湖、琵琶湖、浜名湖、榛名・赤城、信州御岳などが候補地としてあげられず、おもに上高地、白馬、立山、富士山、阿蘇山、霧島、大山、などの大山岳が指名され、「スケールの大きな、原始的な大風景、特に山岳風景」⁽¹³⁾が重視されていた。

それには、明治 27 年に出版され好評をへくした志賀重昂の『日本風景論』、小島烏水の一連の登山エッセイ（『日本アルプス』収録）、ウェストンの『日本アルプスの登山と探検』（1896 年刊）などが強い影響をあたえたのである。

衛生局の大正12年案は、かくして史蹟名勝天然記念物調査会の候補案を多く取り入れ、田中正大氏の指摘しているように、田村の候補地についての当初の考えは「大きく転回」⁽¹⁴⁾し、おそらく保健課派の田村らの妥協があって、決定されていったのではなからうか。

これらの候補地からいえることは、日本にはアメリカのような原始的大自然はなく、アメリカ的な国立公園をまねる地域は実際にはほとんどなかったことである。わずかの例外は、昭和6年に国立公園候補地に正式に指定される原始自然に近い北海道の大雪山があったが、この段階では候補地にあがっていなかった。国立公園の候補地問題は、かくして単にアメリカを見本としてだけでは論じ尽くせない問題にぶつかり、当事者が意識するか否かを別に、日本的な自然的環境、社会的状況をふまえなければならなかったのである。

なお後の問題であるが、大変興味深いことは、これらの16候補地は、その後昭和6年の国立公園法にしたがって国立公園が実際に指定されるまで、大正9年以来急増する国立公園指定請願、建議運動にもかかわらず、ほとんどまったく影響されなかったという事実である。

これは、田中氏の指摘するように16候補地を選定した選定者たちの「先見性」を示すと同時に、論争で上原敬二が心配したような、「押し寄せる請願建議の波」に「左右されずに」候補地が決定され⁽¹⁵⁾、政治家や地主たちの利権的な圧力を容易に受け入れなかったことを証明している。

大正12年の議会委員会で、横山衛生局長は、議員の候補地十数箇所の調査は、「地方々々ノ要求ニ基イテ調査」したのかとの質問にたいし、「実ハ地方ノ要求ト云フモノハ余リ考慮ヲ致サズニ是ハ作ッタノデアリマス」⁽¹⁶⁾と堂々と答弁している。また選定委員たちの主体性の強さも、高く評価しておかなければならない。けだし戦後の国立公園の行政や学者が、利権的政治や業界の圧力に簡単に屈服してしまうのをみるにつけ、なおさらである。

以上みてきたように、国立公園の候補地は、両派の国立公園の考え方

の違いにもかかわらず、大正12年の衛生局案では両者が歩みより、あるいは保健課の妥協があって、地理課の線が強く押し出された観がある。

後に指摘するように、大正13年に、史蹟名勝天然記念物調査会は廃止され、政府は、国立公園の行政担当部署を衛生局保健課に一本化した。では、この政策転換がなぜ起きたのかは、大きな疑問である。

田中正大氏は、政府が国立公園の行政を「衛生局保健課にまとめさせようとの意図」⁽¹⁷⁾があったと指摘し、なぜそうなったかの疑問に答えていない。田中氏は、世論が保健課の立場を支持したことをあげているが、十分な説明になっていない。

政府が国民の保険衛生の改良発達をはかるという目的で、国立公園の管轄を統一するようになったのは、第1に、本来公園政策は、衛生局保健課でおこなうという伝統的な考えが優勢をしめたこと、第2に、保護的色彩の濃い地理課の案には、後にみる政府答弁でも明らかのように、財政、土地問題など、政府にとってあまりにも荷が重すぎたこと、第3に、政府は、国立公園を国民の健康を維持し、余暇活動をする場として利用しようとする保健課の方針に、当時澎湃として起こってきた労働運動の盛り上がりを抑制し、広く国民を教化する立場から共感し、かつ国立公園政策を保健課にまかせようとしたことなどの事情があったからではあるまいか。

とくに第3の理由について強調しておけば、大正初年代から友愛会の運動が発展し、労働組合が勢力を拡大し、大正8年は争議が活発に展開され、日本でもようやく労働問題が激しくなり、その対策が緊急課題となりつつあったことである。他方、大正デモクラシーの普及のなかで、ようやく大衆的レジャーの傾向が生まれつつあった。こうした情勢を理解して政府は、勤労者の生活改善、さらには余暇・レジャー対策にせまられ、国立公園をレクリエーションの場として位置づけようとしていたのである⁽¹⁸⁾。

こうして盛り上がった国立公園設置運動にもかかわらず、政府の国立公園の設置にたいする方針は、決して積極的ではなく、むしろ消極的であり、否定的でさえあった。

大正9年から13年まで国立公園調査と論争の活発化にもかかわらず、国立公園問題は、一時凍結されることになる。この点に関し、大正14年3月の第50回帝国議会で、「国立大公園調査会設置ニ関スル建議案」の審議に際して、内務省書記官赤木朝治は、国立公園の実現についてつぎのように答弁した。

「国立公園ノ設置ニ関シマシテハ、少カラザル経費モ要シマスシ、当分ノ間財政上ノ見地カラ致シマシテ其実現ハ容易デナカラウ」、さらに「此際調査会ヲ直ニ設ケルコトガ、果シテ適當カドウカト云フコトヲ疑問トスル」⁽¹⁹⁾。また赤木は、「行政財政ノ整理ノ為ニ」史蹟名勝天然記念物調査会の「廃止」をのべ、以後国立公園は衛生局保健課の単一機関による所管とすることを表明した。

こうして一時世上をにぎやかにした国立公園問題は、昭和2年12月に国立公園協会が設立され、昭和4年に機関誌を発行して、対外的に活動を開始するまで、沈静化していた。以上のように政府の国立公園政策は、保健課主導により国立公園を国民に広く利用させる方針をとり、保護派の意見を多くいれた国立公園の候補地を選定しはしたが、大正9年の戦後不景気を背景に、実際の設立については積極的な方針を打ち出せず、財政、土地問題、開発制限などの困難を理由に、時期尚早の立場をとっていたことがわかる。

- (1) 『帝国議会衆議院委員会議録』、第44回議会大正10年、308頁。以下頁の指示を省略する。なお前掲『日本の国立公園』24頁などでは、大正10年2月に野本が「明治記念日本大公園国立ノ請願」を提出したと記しているが、第44回の議会では請願はない。明治44年の際の誤解であろう。
- (2) 前掲『日光市史』、481-7頁参照。
- (3) 前掲田中正大『日本の自然公園』、222頁。
- (4) 前掲『日本の国立公園』、26頁。
- (5) 前掲田中書、220頁。
- (6) 同上、220頁。
- (7) 前掲『衆議院委員会議録』、第46回大正12年2月～3月、303頁。以下引

用頁を省略する。

- (8) 愛馬秋文『国立公園』, 昭和3年, 283頁。
- (9) 前掲『日本の国立公園』, 27頁。
- (10) 前掲田中書, 212-3頁。
- (11) 同上, 214-5頁。
- (12) 同上, 209頁。
- (13) 同上, 209頁。
- (14) 同上, 214頁。
- (15) 同上, 211-2頁。
- (16) 前掲『衆議院委員会議録』大正12年, 300頁。
- (17) 前掲田中書, 221頁。
- (18) 大正期の民衆レジャーについて詳しい研究はないが、簡単に言及したものに、一番ヶ瀬他編『余暇生活論』, 1994年, 有斐閣, 第6章がある。国立公園論議も大衆レジャー問題の一環として見直す必要がある。
- (19) 前掲『衆議院委員会議録』大正14年3月, 438頁。

3. 大正期における国立公園論争

(1) 国立公園の積極的利用派の主張

国立公園の候補地選定をおこなっていた内務省には、地理課と衛生局保健課の二つの考え方が存在していたことは、すでにみたとおりである。前者は大自然、天然記念物、史蹟、名勝地の保護を重視し、後者はその国民的利用を重視するものであった。こうした対立の背景におもに学者間の国立公園観の対立が存在していたことはいうまでもない。

これまで国立公園形成史の研究においては、大正10年代はじめの国立公園の目的をめぐる学者たちの論争については、ごく一般的には紹介されてはいるが、あまりに簡単にすぎ、論争がかかえていた問題点を十分に摘出しているとはいえない。また論争にたいする評価もあまりに単純にすぎた。

ここでは、国立公園の成立に先立って、国立公園の候補地選定の背景にあった国立公園についての考え方、思想がどのようなものであったかを詳

しく紹介し、検討しておきたい。

国立公園論争は、直接的には大正期およびその後の国立公園行政に参画し、内務省衛生局保健課の立場につらなる論客であり、候補地調査に参加して日本の国立公園政策に大きな影響をあたえた村田剛、本多静六らの見解の提起からはじまった。

しかし彼らの主張は、実は明治末年から展開されていた天然記念物保存派への批判として提起されていたのである。そこで論争の前提として、天然記念物保存派の見解を最初に見ておきたい。

すでに指摘したように、この派の中心人物は三好学であった。三好学は、明治20年代にドイツに留学して、植物生理、生態学を学び、ドイツの自然保護運動を見聞し、日本で最初の自然保護運動を展開した植物学者であった⁽¹⁾。彼は、明治40年に「天然記念物保存ノ必要並ニ其保存策ニ就テ」を『太陽』誌に発表し、以後積極的に天然記念物の保存、保護の運動を展開してきた。

ここでは、この記念すべき論文での自然保護観を中心にみておきたい。三好によれば、「天然記念物とは総べて人工で出来た所のものでなく、天然の場所に生じた所のもので、…昔から一つの邦国又は一つの郷土に存在して来て、全く或は殆ど全く人為の影響を受けずに伝わり、そうして種々の点に於て土地の記念として遺存すべき価値あるもの」⁽²⁾と規定した。

彼は、これらの価値ある「天然記念物が次第に湮滅して行く原因」が、「第一」にその価値を知らないために放置されること、「第二の原因は商売的濫伐」によること、「第三の原因は市区改正、道路の開通、鉄道の敷設、土地の開拓、工場の設置等」であること、「第四の原因は、種々の工場の設置に依て起る所の影響」(いわゆる公害を指している)、第五に「種々の火災」をあげている⁽³⁾。今日的な言い方をすれば、資本主義的な開発、近代化のための開発が、天然記念物を損傷し、破壊し、消滅させていると指摘した。

三好は、そうした傾向が世界的にも、日本のなかでも進行しているとの

べ、外国、とくにドイツにおける保存の事例を紹介する。そして日本において保存すべき植物の種類をあげ、保存の必要を強調した。

そして最後に三好は、「天然記念物保存の方法」を提起する。彼は第1に「公衆に天然記念物保存の必要を知らせること」、第2に「教育上天然記念物保存の観念を与ふること」、第3に、「政府、団体、学会、及個人が何れも天然記念物の保存に努めること」、第4に「天然記念物保存に関する中央機関を置くこと」⁽⁴⁾をあげた。

そして天然記念物を保存するために「調査」の実施、天然記念物として認定された「樹籍」の登録、「一地域の植物の保存」、私有共有「天然記念物の売却、移転」の規制、適切な「制裁」の法制化、などを提起した⁽⁵⁾。

以上のように三好の主張は、自然としての天然記念物を強力に保護しようとする姿勢で一貫している。たとえば天然記念物を破壊する「煙害、亜硫酸害、一般鉍毒、粉塵等に対してはそれぞれ適宜に予防の方法を講じなければならぬが、凡て是等の損害は前に挙げた部類と違ひ、原因を遠ざけない限り予防は概ね困難である」⁽⁶⁾といったラジカルな提言をしている。

こうした三好の主張は、一定の経済開発が成功したドイツなどの先進国の発想を土台にしていることは明らかである。いわば先進国故の財政的余裕の上にたった自然保護論であった。

それはともかく三好らは、以後史蹟名勝地と天然記念物を結びつけて、明治44年には、建議書を議会に提出して決議させた。明治44年に史蹟名勝天然記念物保存協会を設立し、史蹟名勝天然記念物保存運動を展開した。大正4年に三好学は『天然記念物』を出版し、協会は、大正6年に機関誌『史蹟名勝天然記念物』を発行して論陣をはり、大正8年4月に史蹟名勝天然記念物保存法を制定させるまでにいたった。

こうした史蹟名勝天然記念物保存運動にたいして、公園関係の分野から自然公園、その国立公園化のアイデアがだされ、天然記念物の強力な保護論への疑念が提起された。

すでに指摘したように、東京大学で本多静六に師事し造園学を学んでい

た村田剛は、大正7年2月に『造園概論』を刊行し、日本の造園学の基礎を開いた。田村は、アメリカの「国立公園」を天然公園としてとらえ「天然公園は米国に理想的なものを見ることが出来る。天然の勝景を広く紹介し、兼ねて地方或は一国の経済に資せんとするのが、天然公園の副目的である。」と指摘した。また「わが国の富士、日光、十和田湖、日本アルプス、金剛山等は何れも天然公園として絶好地であって、既にその準備に着手せられつつある」といい、「要は天然を破壊しないで、探勝者のために交通機関を設置するにある。」⁽⁷⁾と付け加える。

また田村は、「天然公園」つまり自然公園について論じ、「天然風景には幾多の欠点が見出されるというのである。従って吾人が天然公園を造ろうと云ふ場合にはどうしても修飾を施さねばならぬことも当然である。」「風景の立点を決定」しなければならないが、それは「観照に便利な道路を造り、亭を立てることにほかならぬ。」⁽⁸⁾

明らかにここでは、天然記念物保存派の見解とかなりトーンの違った主張がなされていることがわかる。あくまで天然記念物保存派の見解が天然記念物の保護に意識を集中しているのにたいし、田村は、天然公園を公園として国民に公開し利用をはかるといふ公園論の立場をつらぬき、そのためには自然に手を加えても交通を利便し、一定の施設を建設しなければならないと確信していたからである。

田村の天然公園論には、すでに天然記念物保存派への批判点が内在していたと指摘できる。天然記念物保存派の活発な活動にたいし、かなり少数派であった衛生局保健課派の田村、本多らの国立公園論は、国立公園政策の指導権を確立するために、地理課につらなる天然記念物保存派の自然保護論にむけられていたのである。

田村剛は、大正10年2月、彼らの拠点、日本庭園協会の機関誌『庭園』2月号で「国立公園の本質」を掲載して論争の火蓋をきった。それをサポートするように本多静六が大正10年8月に、敵陣ともいふべき史蹟名勝天然記念物保存協会の機関誌に「風景の利用と天然記念物に対する予の根本

主張」を掲載し、みずからの国立公園論を展開した。また田村は、大正10年9月20日から6回にわたって『大阪朝日新聞』に「国立公園論」を発表した。

ここでまず田村の見解を取り上げてみよう。彼は、大正10年2月に雑誌『庭園』で「国立公園の本質」と題した論文でつぎのように主張した。

「国家は国民健康のために或は又學術宗教道徳等一般國民教化のために、国民的な大公園を所有しなければならぬ。又国家は内外に対する体面上、或は国寶その他外客響応慰藉の為に国際的な公園を經營しなければならぬ。」⁹⁾と指摘し、国立公園の国民的な利用を強調した。

そして「国立公園の特質」として「一、国土を代表するに足る大風景たること、二、国土国民を記念するに足る史蹟天然記念物を有すること、三、国民の体育休養に関する施設を有すること」をかかげた。

田村は、さらに国立公園は、自然と自由に接触できなくなった今日、「国費を投じて国民的な自然の大運動場を經營する必要」から生じ、「都市公園と異なりなるべく天然の姿を保存し助長するように經營する」が、「けれども多数の国民殊に外客を歓迎するのであるから相当に宿泊設備、電話、郵便、水道、警察等の設備を完備する必要もある。」と説明した。

以上のように田村の国立公園論は、国民や外国人客のための自然公園として構想され、したがって保護を主張する側面が薄く、交通や宿泊の設備の開発をともないつつ、国民的な利用の側面を強調している。

田村は、アメリカ造園学の権威オルムステッドのつぎの言葉を引用している。「国立公園は主としてその異常なる風景の無形的利用に根底を有し経済的に評価し得ざる特殊の享楽と休養とを、永久に一般衆に提供せんがための施設である。而してかゝる風景は多く土地の経済的利用上の理想境を俟ずして、日々永久に破壊されつつあるので、その貴重なる原始的風景型式の保存は国立公園の主要な任務となっている。」

しかし田村の主張とオルムステッドのアメリカ国立公園論とははっきりトーンが異なっている。後にみるようにアメリカの国立公園の目的は、

「日々破壊されつつある」「貴重なる原始的風景形式」を「保存」し、「特殊の享楽と休養とを、永久に一般公衆に提供」することであり、あくまで自然の保存が強調されているのである。田村は、その真の意味を不問にし、アメリカの国立公園には「ホテル、野営場、自動車、湖上汽船等備はらないものはない」と観光、レクリエーション的な面を強調しているのである。

大正10年2月の帝国議会で国立公園問題が論議された後、田村の恩師本多静六は、『史蹟名勝天然紀念物』誌8月号に「風景の利用と天然記念物に対する予の根本的主張」という論文で、田村の国立公園論をさらに徹底し、観光開発を優先する開発哲学ともいうべき主張をおこなった。この論文は、つぎのように主張する。

彼は、自分が「徒に自然美を殷損し天然記念物を破壊する者」と誤解されているので、自分の意見をのべるとし、つぎのように主張する。

第1に論議の前提として「世界と人生とに亘る諸相は真善美」を包含し「幸福なるべき人生の彼岸は右三者の円満なる調和の世界にある」といい、「美と真善とは調和する時もあるが又撞着する時も多い」とのべる。第2の前提として、「大にしては世界全人類、小にしては一国国民の全体即ち民衆が出来るだけ合理的に、出来るだけ平等に文化の利便と悦楽とを享受すべきである。」⁽¹⁰⁾という。この前提は、大正デモクラシーの雰囲気を反映し、後に明らかになるように、本多の立論にとって重要な仕掛けであり、なかなか興味深い。

さて本多は、「凡そ真善は美に超越し、美は真善を冒さざる範囲内に於て国民全体によって出来るだけ合理的に平等に欲求すべきものである。而して真に人類一般に必要なものは之を総べて善なりと解する。」という。彼は、国立公園問題をとく原理として、人類的国民的な必要は総て善であり、美はその善を冒さない範囲で主張すべきである、とするテーゼを提起する。本多にとっては国民的必要とは、資本主義的な経済発展であり、ここでは観光やレクリエーションのための経済的開発のことである。

かくして本多は、「道路、鉄道、水力等の如きは、今日の文化生活上欠

くべからざるものであって真に善事である。随て真に人生一般に必要な此等事業の為には、或は他に避くるの途なき場合に於ては、多少自然の風景や、天然記念物も時には之を損傷し、破壊し、又之を移動せしむることがあっても已むを得ないとするものである。併しながら此真の必要、即ち真善を冒さない範囲内に於ては、天然の山水美や天然記念物等は極力之を保護し、又は之を助長せんとするものである。」と主張した。

本多の論点は明解である。本多は、直接国立公園についてのべているわけではないが、明らかに国立公園をふくめて彼の自然公園、天然記念物の開発とその破壊にたいする本質的な認識を主張したのものとして大変興味深い。

さらに本多は、第2の前提にもとづいて、「今日は彼の山水風景の如きも従来の如く、或一部の文人墨客や少数の風人閑人のみが其美を楽しむべきものとするは間違いであって最大多数の民衆即ち日々忙しく活動する所の民衆に向かって開放せらるべき時代である」と付け加える。その民衆への「山水風景の開放利用策」は「交通機関其他大仕掛けの設備を策」すことが「必要」であり、「山水明媚の地境にも民衆が押しかけるから、自然山水の神秘清浄を俗化し多少天然物を損傷するを免れない」、かくして「天然記念物のために特に保護区を設け」たりして「山水の俗化毀損を防ぎ天然記念物の保存を図」ればよいと主張する。

そして本多は、宇治川や野尻の水力発電の建設に賛成し「山水は凡て天然の状態であることのみが美であるとは信じられなかった。否却て時々人工の建築美を發揮し得る」と指摘し、「風景美を一層より多く民衆に利用せしむる施設工事の為には、或は一時其風景の美を損ずる事も敢て之を為さんとするものである。」と説明する。

さらに本多は、大正2年に広島県知事から巖島の改良設計を依頼された時、「登山鉄道としてケーブルカーを通ずる」計画に「巖島は山嶺に登って始めて其真の美を觀賞することが出来る」と賛成した。しかし反対論がつよく、建設途中で計画は中止された。それにたいし本多は、「幼稚に等

しき単純なる保守論者の無責任なる非難攻撃が屢々風景美の民衆の利用を妨げ、国運の発展を阻害する」と非難している。また「日光の中禅寺より湯本方面へ電車を通ずること」「中禅寺続きの太平地にケーブルを以て牽揚くるの案」にも賛成している。

要するに本多は、近代の経済主義的開発をすべて善としてとらえ、その善のためには、「多少自然の風景や、天然記念物も時には之を損傷し、破壊し、これを移動」してもやむをえない、むしろこの「真善」つまり開発に反対すべきではない、と主張した。そして「一般民衆的必要設備を一日たりとも遅延せしむるのは、美が真善を冒し…民衆の享楽を妨害するもの」であるとまで主張する。

本多のこうした見解については、従来の国立公園史研究は、どのように評価しているのであろうか。『自然保護行政のあゆみ』も、田村著『国立公園講話』、田村執筆の『日本の国立公園』も、何の論評も加えず無視している。おそらく本多の主張があまりにも過激、露骨だったので、論じかねたのではなからうか。

他方、田中正大氏は、本多の主張を紹介して、「道路は真にして善だから自然が多少こわれても仕方がないというのは、割り切りすぎているようだ」と批評し、「本多の理論は開発利用の論理で、わが国の国立公園はこの方向にすすんだように見える。」⁽¹¹⁾と指摘した。

しかしこうした批評では、あまりにあいまいで甘い批判といわざるをえない。こうした曖昧な批評と違って依氏は、「これは近年の環境問題における産業経済優先思想と一脈通ずる意見である。」⁽¹²⁾と本多の論点の本質を明解に批判している。

その後の国立公園行政において、本多は、大きな働きをしているが、こうした本多の主張は、必ずしも全面的には取り入れられたとはいえず、昭和期のところで再度問題としたい。

私にいわしめれば、本多静六の国立公園論の原理的な主張は、田村が控えめにしか指摘しなかった、開発優先の思想を強調し、自然の破壊を堂々

と肯定し、国立公園による自然保護を従属的な位置におき、国立公園の開発に歯止めをかけない開発主義を許容し、開発業界に受け入れやすく、衛生局保健課の国立公園行政を安易にし、ひいては自然保護規定の著しく脆弱な法律を制定するイデオロギー的な基盤となったと指摘しておかなければならない。

20世紀10年代の経済開発思想の状況を考慮すれば、本多の原理的な主張は、一般的な開発論としての主張であるかぎり、少ししりぞいて首肯できないことでもないが、しかし天然記念物や自然公園、国立公園に関連した主張であれば、天然記念物や国立公園の保護にたいする軽視であり、自然保護に開発を優先させる開発第一主義に道を開く意見であったと指摘せざるをえない。

しかし本多の開発肯定の主張は、現実的な問題として、まだ自然が豊富で、開発規模が今日とくらべて著しく小規模であるという歴史的な段階を考慮すると、まったく不当な主張だと決め付けることができない側面もある。国立公園の設立のためにある程度の開発がさけられない部面もあるからである。

ただ本多の主張は、こうした開発の程度の問題とは別に、国立公園の自然破壊、自然改造を原理的に肯定することによって、あまりに問題をかかえる理論であった。しかも戦後のように経済開発が全面的に謳歌され、国立公園内の開発が大きくなりすぎられ、自然の破壊が進行する際には、本多の理論は、最早、一部たりとも肯定されなくなる。

本多の国立公園論につづいて、大正10年9月に再度田村は、『大阪朝日新聞』で大衆向けに「国立公園論」を展開した⁽¹³⁾。

この主張の要点は、幾つかある。しかし重要な論点は、第1に、国立公園にどのような自然、あるいは地域を国立公園として定めるのか、第2に、国立公園を設定する目的とは何か、という論点であり、具体的には国立公園をどのように利用するのか、あるいはどの程度開発するのか、国立公園内にどのような施設をつくるのか、といった問題であり、第3に、そして

その際に自然をどう保護し、開発にともなう自然の破壊をどのように制限したりするのか、といった問題である。要するにこれらの問題は、国立公園の本質的な問題であり、国立公園の成立から本質的にかかえる普遍的な問題である。

田村剛は、第1論点として、国立公園の本質を「大自然を舞台とする大風景」(第1回論稿)としてとらえている。あるいは、「天然公園」とも把握する。しかし「地質上の威嚇的な奇観」や「人類の歴史を記念する」「国家的記念物と国立公園とは全然別様のものである」とみなす。

ここで田村は、天然記念物と国立公園を区別し、前者を国立公園の時には一要素となりうるものととらえる。これは、史蹟天然記念物調査会の意見を念頭において、両者を峻別するのである。なぜなら田村にとって、天然記念物は開発し、改造するのは難しいものであり、保護の対象であることを認識しているからである。まさに天然記念物は、国立公園とは別途に保護すればよいと考えていたからである。

田村は、国立公園の対象規定にからんで、国立公園選定上の条件をあげている。これは、国立公園の候補地選定の基準ともなるべき論点である。田村は、「山は海より健康的である」とか「教化的である」とかのべ、「日本の風景は山によって代表せられている」と主張する。さらにそうした条件を自然的にそなえている自然として、彼は、「温泉」「湖水」施設をつくるための「平坦地」とをあげ、国立公園の選定基準にあげている。

こうして田村は、候補地として、「国立公園の候補地を如何に選定すべきか(4回目)」についてのべている。この点については、やや技術的な問題なので、詳論をさけたい。ただこの問題に関連して私見をのべれば、大自然、大風景を国立公園にしようとしても、日本の場合、アメリカのような大規模な大自然、原始自然(wilderness)は、まったく存在せず、アメリカモデルによる選定は不可能であり、日本の自然条件に当面せざるをえないということである。日本の自然条件を考慮すれば、候補地もおのずから制限されてこざるをえない。したがって、田村も、後に実際に国立

公園となる日光、富士山、上高地、日本アルプスの山々、十和田湖、霧島などを適当な候補地としてあげているのである。

こうした問題は、田村のように、日本で実際に国立公園を設立しようとする時に、日本の社会的条件とあわせて、日本の国立公園を特殊に規定する問題として、大きな論点をなすようになるのであるが、ここではこれ以上ふれないでおこう。

第2の論点は、国立公園の本質的問題である。田村は、この論点について詳しく論述している。

まず彼は、国立公園の設置の必然性についてのべている（第1回論稿）。近代社会は自然を征服しつくそうと努力してきたが、最近反省をせまられており、人々は、ただ働くだけでなく、「慰安的な田園生活、自然生活等は日常生活に於ても、或は一年中の休養期間たる夏や冬の休暇に於ても、最も痛切に欲求せられる様になった。今更に休養、娯楽、教化等の生活は都会を離れた自然界に於て見出されたのである。」

田村は、大正デモクラシーと大正期における大衆レジャーの普及の風潮をふまえて、近代の労働中心思想の反省として、自然のなかでの生活や娯楽の必要を説いている。こうした問題設定を、私は、レジャー論の研究者の一人として、田村の先進的な発想として評価しておきたい。

さらに田村は、この自然生活に場をあたえるものこそ「国立公園」であると主張し、国立公園の目的を力説する。「人類に向って最大の慰安休養の道を開き真の人生を味はしめるための自然生活を民衆に提供しようというのが天然公園の目的である。」「之が国民的に或は国際的に大規模になされる場合に国立公園が生まれるのである。即ち国立公園は、文化的な自然生活の場を設備することであり、国民の健康教化はその眼目とするところである。」

以上のように、田村の国立公園論は、機械文明のなかにあって、都会的生活に疲弊した国民に、「天然公園」や「天然の風景地」などの自然生活を、文化的な施設をほどこして提供することである。これは、自然を国民

的に利用するといわれる所以である。

しかしこれだけの一般論であれば、アメリカの国立公園も、まさにそうした側面をもって制定されたのであって、とくに問題にされることはない。

もう一つの論点は、「国立公園の本質として」「大自然を舞台とする大風景」をどのように利用するのかという問題である。田村は、この「大風景地を階級、性、年齢の区別なく利用せしめる道を講ずる」こと、「自然の美と共に実用化」すること、しかも「常に国民的または国際的でなければならぬので」「凡ゆる施設は婦人子供の利用し得ることを標準」とし、「交通機関も、宿泊設備も、娯楽設備も、凡て彼らを標準として造」るべきだとした。

ここで田村の基本的な見解が提起されている。彼は、史蹟名勝天然記念物調査会のように、保護すべき史蹟、天然記念物を国立公園から切り離し（内包することを否定しないが）、大自然や大風景に設備をほどこして国民の利用に供することが必要である、と主張する。

この論点だけを取り出して問題にすれば、この田村の主張は、決して誤っているとはいえないだろう。後にやや詳しく検討するようにアメリカの国立公園も、天然記念物を内包しているとはいえ、公園内に施設をほどこし国民に広く利用することを目的として設定されているからである。

問題は、どの程度の利用、どの程度の施設を開発し、自然保護をどの程度にし、どのように保障するかである。

田村は、「大自然のある程度の加工」を認め、その施設のあるべき姿を明らかにする。彼は、施設は「民衆的でなければならぬ」ので「無償で利用」せしめ、将来的には「宿泊施設は、ホテル、貸別荘等は勿論山小屋、天幕場の如きも更に完全なものとなさねばならぬ。」と主張する。今日では当り前の主張であろうが、当時としては相当に過激な発言であったであろう。

このような発想は、「一日の疲労を十分癒し更に明日の活力を養うに十分でなければならぬ。」という大正期に普及してくるレクリエーション

(recreation) 思想⁽¹⁴⁾にもとづいていたことは明らかである。もちろん労働力の円滑な再生産のために、自然生活をせよとの主張は、正当な意見である。問題は、自然の加工をどの程度にするかである。

田村は、「真の自然生活を遂げるために」必要な「施設」は、「数週間乃至数ヶ月間を一所に過ごさしめるに足るだけに快適な、誘惑的なもの」「都会に於てよりも更に完全な部屋と家具とを要し、而して又美味なる料理を伴はなければならぬ、上水、下水、電気、ストーブ等に至るまで欠くことがあってはならぬ」(第2回)とまで指摘する。

国立公園の国民的利用、自然の加工を、大正10年の段階で、ここまで主張することは、いささか開発主義の批判はまぬがれないであろう。しかもこれだけ主張しておいて、最後まで彼は、開発にともなう自然破壊や自然の保護について何も言及しなかったからなおさらである。彼が自然の開発主義、利用主義との批判をうけるのは当然であった。

田村は、さらに国立公園のあるべき施設について論じ、「国立公園に必要な施設は、温泉其他浴場施設、水泳場、舟遊場、釣魚場、散策道、自動車道、ゴルフ場、テニスコート、其他大小運動場、集會堂、俱樂部、大小劇場殊に野外劇場等がある。」と主張する。

この主張も今日では、必ずしも過激な発言とはいえないし、必ずしも間違った主張だと断定しきれない面もあるが、しかし当時としては、自然保護を強調せず、自然や環境の破壊を極力制限し規制することを強調しないまま、一般的に国立公園内でこのような開発を強調することは、決して妥当な見解とはいえないし、相当な暴言として受け取られても致し方ないであろう。

第3の論点は、大自然、大風景を開発する以上、その開発にどのような制限をくわえて、大自然、大風景をいかに保護するか、という問題である。田村は、大自然の開発には「ある程度までは風景の保存事業とは両立しがたいものである」といっている。この発言も、それ自体については、必ずしも首肯できないものではないが、しかし田村は、風景の保存と破壊をど

う調整するか、保護をどう保障するかといった問題に何ら答えていない。田村の国立公園論には、大正10年の論稿の段階には、確かに大自然、大風景の保護という視点を著しく欠いていたと指摘せざるをえない。

とくに田村は、国立公園の開発が、「深山幽谷を開発して、現代の文明を注入し、もって間接には地方の経済上にも計るところがある。」(第3回)という国立公園の経済効果にも言及する。地域振興として国立公園の設立という日本的な問題にすでに言及している点も注目されるが、ここでも自然保護の視点がなかったことを指摘しておこう。

新進の造園学者であり、都市公園学の本多静六を恩師とする田村が、未熟にも国立公園を都市公園的発想で割り切りすぎたことは明らかである。そして田村は、保健課の嘱託としてまた少壮の国立公園学者として、何より国立公園を「国民の教化」、治安維持のためという行政官僚的な発想に走りすぎたように感じられる。

しかし私は、田村が、後に問題になるように、実際に国立公園の候補地選定の調査にあたって、また大正13年に欧米の国立公園、自然公園の調査から帰国し、昭和期の国立公園設立にかけた情熱と努力、また保護の視点を国立公園に取り込むために努力したことを無視するものではない。

ここで、従来の日本の国立公園史研究における田村の主張についての評価をみておこう。『自然保護行政のあゆみ』は、田村のこの「国立公園論」について、開発を強調している面を省いて紹介しているが、ほぼ正当に紹介している。そして「田村剛の国立公園の概念は、当初は都市的な公園イメージにしばられて、自然風景の中のリゾート的なレクリエーション地域としての性格が強く、おとぎ話的な理想が描かれていたように思われる」⁽¹⁵⁾と評している。まさに的を射た批評であるが、しかし田村が自然保護についてほとんどまったく言及していなかった最大の論点に言及していないのは、あまりにも一面的である。

その他、依氏は『北海道の自然保護』のなかでは、田村の新聞の論稿ではなく、『庭園』誌の論文を紹介して、「ここでは自然保護がやや軽視され

ている」⁽¹⁶⁾と批評している。だが、「やや」ではなくて、まったく軽視しているというべきであつたらう。田中正大氏は、なぜか田村の論文に言及していない。

こうした衛生局保健課の理論的政策的な立場の田村、本多らの国立公園論は、経済開発業界や地方の開発を望む住民の支持する見解であつたが、自然保護派の厳しい批判をうけることになった。

- (1) 前掲依浩二『北海道の自然保護』, 195-6 頁。
- (2) ここでは三好学『天然記念物』, 大正 4 年所収の論文から引用した。20 頁。
- (3) 同上, 21-6 頁。
- (4) 同上, 48-56 頁。
- (5) 同上, 62-9 頁。
- (6) 同上, 74 頁。
- (7) 田村 剛『造園概論』, 大正 7 年, 78 頁。
- (8) 同上, 125-6 頁。
- (9) 田村 剛「国立公園の本質」『庭園』第 3 卷第 2 号, 大正 10 年 2 月号, 7-9 頁。3 頁ほどの小文なので以下逐一頁の指示を省く。
- (10) 本多静六「風景の利用と天然記念物に対する予の根本的主張」『史蹟名勝天然記念物』第 4 卷第 8 号, 大正 10 年 8 月号, 89 頁。これも 3 頁ほどの小文なので以下逐一頁の指示を省く。
- (11) 前掲田中正大『日本の自然公園』, 136 頁。
- (12) 前掲『北海道の自然保護』, 223 頁。
- (13) 『大阪朝日新聞』, 大正 10 年 10 月 20 日~25 日の 6 回にわたる連載。
- (14) レクリエーション (Recreation) 思想とは、労働力再生産論からでた思想で、労働力の再生産を円滑におこなうためには、適度な余暇活動、すなわちレジャーが必要であるという考え方であり、今日われわれが、単に娯楽やスポーツなどのレクリエーションという言い方の基礎になっている思想である。ここでは詳論できないので、拙稿「イギリスの福祉国家型レジャー政策について」『大原社会問題研究所雑誌』No. 445, 1995 年 12 月号を参照されたい。
- (15) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 49 頁。
- (16) 前掲『北海道の自然保護』, 224 頁。

(2) 開発利用派への批判と自然保護派の主張

新聞に連載された田村剛の「国立公園論」にたいし、日本庭園協会につながる大阪の都市公園技師大屋霊城は、ただちに同年9月27日から同じ新聞に3回にわたって「反国立公園論」⁽⁴⁾と題する厳しい批判を加えた。

彼の批判は、第1に、田村らの調査活動にたいするものと、第2に「国立公園其のものには反対ではないが」、時期尚早であるというものである。

第1の点については、大屋は、内務省衛生局が、国立公園を問題にするが、衛生局は国立公園と本来無関係であり、しかも「調査のまともでない内に、ペラペラと候補地に関して一個人の意見を公にさせる」ことは、いたずらに民衆を煽動し、「景勝地破壊」をもたらし、国立公園が「国土の破壊をかもしだす」と批判する。また、田村のような国立公園論は、「何等の取締法も出来ない内に、無茶苦茶な建物や道路を民間に委ねて作らせることはこの上もない危険」であり、「神聖なる仙境を悉く俗化し去る導火線となるに違いない」と指摘する。未熟な日本人には、まだ国立公園は馴染まないから、「日本国民がもっともっと自然というものに理解を持ち、公德心が高まる日の来るまで、この美しい神秘的な宝庫は鍵をかけて保管せねばならぬ」と指摘する。

こうして大屋は、第2の論点、国立公園時期尚早論の根拠として三つの論点を提起する。第1は、「国民一般の趣味性と公德心とが、まだまだこの種のものの使用に適応しない」こと。だから今後、社会教育などによって、国民性の改善を図っていくまで、待たねばならない。第2に、「日本にまだまだ他に公園施設として急を要するものが沢山ある事」。つまり今必要なのは、「都市過密生活の弊害」を「救済」するために衛生局本来の仕事である都市公園をつくることである。第3に、「日本の気候風土が西洋のそれと大変異なって居る事」だから西洋の模倣ではだめであり、今は研究の段階である。

大屋の批判は、とくに前半の「第1の点」は、少壮学者の勇み足を批判

し、田村らの安易な開発利用論の内包する弱点を批判したのものとして、正鵠を射ているといわなければならない。

ただし「第2の点」の時期尚早論はどうであろうか。私は、国立公園問題では、必ずしも時期尚早論に組しないが、しかし時期尚早論が指摘しているような弱点が、田村らの国立公園論に存在したことも事実であり、それは田村らの主張の未熟さを示すものである。

私の大屋の時期尚早論にたいする感想は、第1点の国民の未熟があげられ、社会教育をまって国立公園をつくれという主張については、必ずしも国立公園の設立をまって、社会教育を先行させるべきだとはいえない、両者が並行しておこなわれればよいということである。第2の都市公園の建設を先行せよという点についても、国立公園も重要なのであり、都市公園の設立と平行して取り組むべきであると感じる。第3のアメリカの「真似はできない」という批判点は、むしろ当たっていない。田村はアメリカの国立公園を真似ているのではなく、アメリカ国立公園の利用の面を強調しているのである。ただ目下は、「研究の時代」という指摘は、傾聴すべきものであった。

私は、大正期の国立公園論議の水準からみれば、大屋の時期尚早論も説得的な面が強かったと考える。国立公園の調査を優先すべきであるとする彼の主張は、妥当であったとみたい。まず保健課は、保健課の2、3人の官僚と囑託だけで調査をおこなうのではなく、史蹟名勝天然記念物調査会のように、国立公園調査会のような組織をつかって2、3年かけて広く英知を集めて調査研究をおこなうべきだったと思われる。そうしなかったところに時期尚早論が生まれ、かつ説得力をもったのである。

なお『自然保護行政のあゆみ』は、大屋の意見を「日本の国土は狭小で地形は急峻であり、国庫は乏しいから、アメリカのような自動車道路やホテル等は望めないので、国立公園を設定する意味はない」⁽²⁾と主張したと紹介して、大屋の意見を歪め、田村批判の真意をまったく伝えていない。

田村、本多らへの批判は、大正11年の夏に一挙に噴出した。論争の火

油をそそいだのは、内務省地理課につらなり、史蹟名勝天然記念物保存法の制定にもかかわり、後に尾瀬の保護運動にも関係した植物学者で登山家の武田久吉の批判であった。

武田久吉は、明治16年に英国公使アーネスト・サトーの子として東京に生まれ、明治37年東京外国語大学を卒業後、明治43年イギリスに留学し、王立植物園研究所で植物学を学び、また王立理工科大学にて植物学をおさめ、イギリスの自然や公園に親しんだ経験をもち、在英中の大正2年にはアメリカに渡って国立公園など見学し、大正5年に帰国した。

彼は、大正5年に京都大学で1年ほど講師をつとめ、小石川の植物園の研究所に任じ、大正9年から昭和10年まで北海道大学農学部の講師をつとめた⁽³⁾。

武田は、父サトーの影響もあって少年時代から日光の山々を登り、自然に親しみ、明治38年に尾瀬に初登山し、明治39年の日本山岳会の創設にもかかわっている。植物学者と登山家の立場から自然保護の立場にたち、日本の国立公園に早くから関心をもっていた。彼は、大正10年から起きた世上の国立公園論議に疑問をいだき、大正11年6月26日に東京朝日新聞に「国立公園と山岳」と題する小文を掲載した⁽⁴⁾。

彼は、第1に、近年国立公園の問題が国民の間で注目されて、一定地域に国立公園を設置しようとする運動が生まれ、政府も候補地を調査していると指摘し、しかるに「国立公園とは如何なるもの」であるか十分な理解があるとはいえない。特に「政府にしても何等精細な定義を発表して居ない」し、「政府内に果たして定説があるか」疑問であると指摘し、「如何なる種類の公園を建設し、如何なる施設をなすべきかも決定しない以前に候補地を選定する」ことは、「空中楼阁」であり「滑稽」であると手厳しく批判する。これらは、確かに当をえた批判であった。しかし実際は、すでにみたように保健課と地理課につらなる2派の国立公園観は不十分ながらある程度明確になっていたといえようが。

武田は、第2に、「国立公園」が「米国のナショナル・パーク」からの

思い付きであろうが、日本では「公園」という言葉が出鱈目に使われており、「国民保健の上からという名義で衛生局の所管に属する」のも奇異なことであり、アメリカの国立公園の「外見丈を一寸見て」、また日本の特に山岳の事情を十分に研究しないで、国立公園をつくらうとするのは「謬見」である、と批判する。

第3に、武田は、彼の国立公園観をつぎのように指摘する。「国家の費用を投じて建設する公園は常に規模の拡大なだけで足りるものではない。第一に国民全体の公園とすべきであるから国民一般の嗜好を考慮する必要がある。老幼男女の四季を通じて容易に遊覧し得、僅少な費用で夫々十分な利得が得られ、天然の風景に配するに歴史的遺蹟を以てし、且つ夫等を少しも破壊せずによく保護し、動植物は殊に繁殖せしめなければ完全なものとは言えない。而もこれをなすには国民の負担を能う限り僅少なものにしなければならないのである。」そして当局に「従来の方針」の変更を要求している。

武田の国立公園観は、国立公園の本質を、当時の大正デモクラシーを反映しつつ、またイギリスの経験などをもとに、国立公園が「国民一般の嗜好を考慮する必要」を説きつつ、また国民に広く利用されることをも認めつつ、「天然の風景」「歴史的遺蹟」「動植物」を「少しも破壊せずによく保護」することを強調している。前者は田村の意見と同じであるが、後者は田村と異なる論調である。

第4に、そうした認識をふまえて、武田は、国家の財政難の現状を考慮し、現実に一定の山岳を国立公園とするための開発が、多くの開発費、維持費を要し、何より「自然を破壊しない様」にして、「山岳地を国立公園とすることの困難」を指摘する。

そして山岳の景観は「原始的なワイルドなところが生命」であり、「然るにこれを国立公園として一般に薦めるには道路を初め各種の所謂文明的施設をなす必要上…致命的な痛手を負って公園完成の暁には無価値なものとなり終るのは必然である。」と指摘して、財政難のおり、国立公園

の設立は時期尚早であり、したがって国立公園候補地の選定は「時代錯誤」だと批判する。

武田の主張は、一方で国立公園の国民的な利用を原則的には肯定しているのであるが、他方では、現実には国民的な不用意な利用が自然や風景などを破壊してしまいかねないことを指摘し、自然保護的な国立公園の十分な理解なしに、また財政的な十分な手当てなしに国立公園を設置することに反対し、国立公園は時期尚早であると主張したのである。

武田の国立公園観には、イギリス留学をへてイギリスの自然保護思想や、アメリカの国立公園の実状認識に裏づけられた現実的な批判をふくんでいたと評価できる。しかし時期尚早であるというだけでは、不十分であり、国立公園の設立を肯定するのであれば、どのように対処していくべきかの具体的提案も必要だったのである。

もっとも、武田は、昭和期にはいって尾瀬の自然保護の活動をおこなうことによって、国立公園の自然保護に具体的にかかわっていくことになるのであるが。

ちなみに『自然保護行政のあゆみ』は、武田の第1の論点を引用して「アウトサイダー的立場から」の批判として、「的を射た客観的な批判である」⁽⁶⁾と評している。なお依氏は、なぜか武田の批判を紹介するのみで⁽⁶⁾、何ら批評していない。

保健課の国立公園論にたいする武田の現実的な批判にたいして、急進的かつ反体制の色濃い批判を展開したのは、林学者で造園学者の上原敬二であった。

上原は、田村とならんで東大教授本多静六のもとで林学と造園学を学び、日本庭園協会にも属し、大正9年6月にアメリカに留学し、アメリカの国立公園を実地に学んでいたが、大正10年2月号、3月号の『庭園』誌上に、「風景の利用と国立公園に就て—米国加州ロスアンゼルスにて—」をアメリカから投稿した。

それは、大正9年10月に執筆されたものであるが、本多、田村らの立

場に近い主張をしている。すなわち彼は「風景の利用，国土装景，国立公園及国際公園，是等の問題は最早や考えて居る時代は過ぎた。」と指摘し，アメリカの国立公園を特徴づけて「天然記念物として公に発表し，次で之に設備を加えて之を活用し年々之が国立公園と変って国立公園が増して行く」とし，国立公園の利用を強調し，「之につけても日本の道路が困難である」とのべ，日本の国立公園にとって道路の開発を希望している⁽⁷⁾。

上原敬二は，大正11年はじめにアメリカから帰国し，その後内務省都市計画局公園事務の嘱託となり，翌年3月に再びアメリカ，カナダの国立公園を現地調査している⁽⁸⁾。

上原は，帰国後，先の武田久吉の田村，本多らへの批判に啓発され，また欧米の国立公園の実地研究をふまえて，『史蹟名勝天然記念物』誌の大正11年8月号，9月号に「国立公園の真意義」を発表し，また「国立公園と風景保護」と題する長文の論稿を大正11年11月の『東京日々新聞』に寄せて⁽⁹⁾，武田の論調より厳しい国立公園の国民的な利用を説く恩師本多と同僚田村の見解を激しく批判し，国立公園の保護の本質を強調した。

上原は，実に多くの問題を提起し，国立公園について当時の最高の論議を提出している。論点は多義にわたっているが，ここではおもに新聞掲載論文の論点を中心にみておきたい。

第1に，上原はまず，国立公園の何たるかを十分に極めず，国立公園の選定をすすめている内務省，それに参加している学者，利権をもとめる大地主などが「国立公園とはどんなものか」を十分に理解していないと批判し，国立公園設立運動を批判する。そして国立公園にかかわる風景の利用上二つの議論があるとし，すでにみたような本多らの国立公園論「民衆の利用の説」と「風景保護の説」として武田の説を詳しく紹介している。

第2に，上原は，「風景利用論者の説は浅薄なデモクラシーのはきちがい」であり，保存すべき原始的自然と文化的な都市とを混同していると批判する。また「自然洞察，自然研究等のたいせつなことを教えようとせず自然そのものに対して何等の興味なき無理解の民衆心理をうれしがらせる

ために民衆の文化享楽をさげぶ」と批判する。彼らは、国立公園の「民衆の解放」を主張するが、それは単なる国民公園の役割であって、国立公園と国民公園との混同である、と批判する。したがって「鑑賞、享楽のために必要な施設を加うる上にやむなくば天然記念物を損傷してもよいというような説」には「絶対に同意できない」と主張する。

第3に、国立公園の選定に従事している役人や学者の経験や認識、研究の不足を指摘し、「内務省当局」が国立公園に関する見解を明確にせず、安易に候補地調査などをおこなっている「無責任な言動」は、つぎのような「結果」を生んでいると批判する。

すなわち「地元の人々を駆って土地に対する投機心をあおり、土地会社の設置運動を促し、眼中利益のほか何物もない、いわゆる土地有志なるものの跋扈を見、政党、政派に関係あるものは利権の獲得におどり上がって盛んに後援しつつ漁夫の利を占めんとし、土地の地主はこれらのために運動費の出資を強要せられ、学者は利用せられて大得意となり、その所説はたくみに曲解されて彼等の好餌に宣伝される。」

この主張は、何やら数十年間の時間差を忘れて、今日の国立公園問題に関する言辞ではないか、と考えさせられるような内容である。

第4に、上原は、アメリカの国立公園の見聞をふまえ、アメリカの国立公園の国民への利用の面を一面的に理解するのは「皮相の観察」であり、みずから国立公園の本質を提起する。すなわち「国立公園は、名称こそ公園であるが、普通に考えている公園とは全然趣を異にするもの」であり、「世界の各国における国立公園をその建設目的によって分けて見るならば」「1 天然記念物の保護、2 風景地の保護、3 遺蹟保存」であると指摘する。そして利用論者が、利用に際して自然の保護をどのようにおこなうかに強い疑問を提起している。

第5に、上原は、国立公園の行政機構に批判を加える。すなわち、日本の国立公園行政が、内務省の保健衛生事業としてあつかっているのは、世界に類をみないことであり、保護面をないがしろにする奇妙なことである、

と批判する。そして「国立公園の問題を」衛生局保健課ではなく、むしろ「史蹟名勝天然記念物調査会の一事業」としておこなうべきであると批判し、「保存及び保護事業と利用開発とは統一した部局」でおこなわれるべきであると提言する。そして論文「国立公園の真意義」では、将来的には「国立公園局」の設置を目指すべきだと提言している⁽¹⁰⁾。

第6に、上原は、アメリカの国立公園の歴史を回顧し、国立公園の利用と保護の歴史、および保護を重視するようになった事情を解説している。彼は、天然の土と緑の世界から疎外されたアメリカの大都市生活が「青葉の天地」として「都市公園」をもとめたが、それに満足せず、さらに「森林公園」や「郊外公園」をもとめ、あるいは「自然境」に憩いをもとめたと指摘する。

そしてアメリカの国立公園が「都市生活の脅威からのがれる手段として風景の利用が試みられたのは国立公園を建設する一動機となった」と認め、しかしその「主要な理由は」、「前世紀欧州に起こった天然記念物保存」運動に影響されて、しかし「欧州」の場合が主に史蹟、宮苑、名勝地の保護をも目的とするのと違って、「純然たる天然記念物の保護を目的」としていたと強調する。

しかも傾聴すべき上原の主張は、国立公園の問題で「国民性や国家の発達乃至人情、風俗、自然の景観」の異なった「国情」に注目する。そしてアメリカは、「国土の面積に比して景勝地が乏しい」、「国民の自然に対する諒解が…想像以上深刻であり、自然尊重の念が強い。」それにたいし日本は「景勝地」多いが、自然尊重は低く、気候や自然が複雑であり、国力も小さい。日本の国立公園の論議は、アメリカの国立公園の「国情」（事実長い歴史があった）を無視した「直輸入」であると指摘する。

第7に、上原は、日本の国立公園問題の重要な課題として、国立公園の日本の特殊な条件として、「山岳、森林、海洋」などの複雑な条件について研究がなされていないことを指摘し、その総合的な研究を提起する。そして山岳では「秩序ある登山行為の維持と風景の保護」を強調している。

さらに上原は、風景を利用する場合に「来遊者調節、指導」という極めて今日的な問題を提起し、こうした問題に配慮のない利用派を批判している。ただし今日の過剰利用の問題を思い浮かべる時、上原の洞察の鋭さに敬服する。

上原の国立公園論の本質は、後にみずから指摘しているように、「国立公園は何をおいても保護、保存第一主義でなければならない。」⁽¹¹⁾とみなすことである。

しかし誤解のないように指摘しておけば、この保護第一主義は、上原論文の言葉では「開発するのがわるいのではなく、思慮が足りない」開発に反対するのであり、「極端な風景閉鎖主義も感心することはできない」とする立場であり、「誤られた風景の民衆の利用策に至ってはわれわれは十分慎重にその対策を吟味し、誤った施設を加えた結果がかえって風景をして破壊の極致に陥れ、滅亡の淵に導くようなことがないように十分考慮しなければならない。」という立場である。したがって上原は、国立公園の利用をまったく否定したり、いっさい人工的な手を加えるべきではないというような硬直的な主張をしているわけではない。

以上が上原の国立公園論であるが、私は、上原の主張は、実に明解に国立公園の本質的な問題を提起し、国立公園の調査をすすめていた保健局やそれに連なる学者たちの主張の誤りや弱点をえぐりだし、鋭く批判していると評価したい。

しかし彼の批判は、基本的に正しかったとしても、感情的で高踏的、一面的にかつ誇張にすぎた面が少なくなかったことも否定できない。上原は後に、「内務省当局と名指しでかなり無遠慮にも、政府の方針を批判」し「いささか言葉が過剰」⁽¹²⁾にすぎた高踏的で全面否定的な批判であったとみずから認めている。

国立公園の設立を推進した勢力が、第3点に指摘されているように、地元民を煽動したり、土地の投機をおおって、利権屋を支援したり、乱開発を許容したり、彼らの走狗となったりしたことは、むしろなかった。そう

した可能性は、大きかったにしても、多数の請願や建議にもかかわらず、大正12年の衛生局の国立公園案をつくった田村らの勢力は、国立公園候補地指定をほとんど変えなかったものであり、保健課や田村らが、地方のそうした勢力に惑わされずに、自説をつらぬいたと評価できるからである⁽¹³⁾。

後にみるように、昭和期の国立公園指定運動のなかでも、大なり小なり国立公園の利用と保護の問題が熾烈に議論され、田村らの国立公園設立派は、彼らなりの自然保護のための政策的な努力や戦いをおこなったことを無視することはできないのである。

上原は「この一文が現われるや教授の激怒を買い周辺の人たちからも白眼視せられるに至った。」⁽¹⁴⁾と回顧しており、内務省保健局や本多らの感情を著しく害し、その後上原が国立公園行政に積極的に参画することから疎外されたことも事実であろう⁽¹⁵⁾。若気の至りとはいえ、上原のような自然保護派の学者が、国立公園の行政から遠ざけられたことは、歴史的にみて残念なことであったといわざるをえない。

ちなみに『自然保護行政のあゆみ』は、上原の主張について、7点にまとめて、国立公園の安易な実用化に反対し、自然保護を主目的としているとの説を紹介している。しかし「上原の国立公園に対する理解は、一言で言えば（国立公園は一引用者）天然記念物保護区域であるという断定的なものであり、また国民公園と国立公園の相違についても独自の見解が主張されている。」⁽¹⁶⁾とまとめているが、上原の主張を読めばわかるように、これは、上原の本質的主張を正しく紹介しているとはいえない。

上原は、天然記念物を多く含む国立公園は、利用を主とした国民公園と区別し、風景や記念物を主として保護することである、と主張しているのである。むしろアメリカの国立公園を想定すれば、利用派が国立公園と国民公園と混同していると批判する上原の見解は、正当であった。

問題は、国立公園が、自然保護を主目的にしつつ、具体的にどのように保護をつらぬき、開発や利用をどの程度に制限し規制するかである。国立公園設立派は、もちろん保護に反対したわけではないが、国立公園に保護

の網をかけ、利用のための開発に制限を加えることを本質的に認めたくなかったのである。

上原の批判のほか、史蹟名勝天然記念物保存協会派からは、会長の貴族院議員徳川頼倫の「国設公園と民衆公園」、植物学者白井光太郎の「国設公園と植物」などが、国立公園による自然保護を強調した⁽¹⁷⁾。

激しい批判をあげた本多静六は、大正13年に出版された『都市と公園』で「国立公園」を論じ、自説を繰り返した⁽¹⁸⁾。上原敬二もまた、大正13年に『国立公園の話』、『造園学汎論』の第五編「国立公園と風景」で持論を繰り返した⁽¹⁹⁾。しかしすでにみたように大正9年の戦後恐慌のため、政府の政策転換によって国立公園論のブームがさり、また国立公園の所管が保健局衛生課に収斂されて、激しかった論争も終焉してしまった。

- (1) 大屋靈城「反国立公園論」、『大阪朝日新聞』大正10年9月27日～29日に3回にわたる連載。
- (2) 前掲『自然保護行政のあゆみ』、50頁。
- (3) 宮沢邦一郎『尾瀬百年一登山と自然保護一』、煥乎堂、1996年、197頁以下の武田に関する論述を参照。それは優れた武田研究の一つであるが、引用文の出所が明確に示されていないのが残念である。
- (4) 『東京朝日新聞』大正11年6月26日(月曜付録)。この記事は、自然保護派の意見として、後に指摘する上原の『造園学汎論』、『国立公園の話』、『自然公園』で度々全文引用されている。
- (5) 前掲『自然保護行政のあゆみ』53-4頁。
- (6) 前掲『北海道の自然保護』、221頁。
- (7) 前掲誌『庭園』第3巻第2号、第3号、大正10年2月号、3月号。第2号2-3頁。
- (8) 上原敬二『自然公園』、1972年、加島書店、35頁を参照。
- (9) 「国立公園の真意義」は『史蹟名勝天然記念物』第5巻第8号、第9号に掲載。しかし「国立公園と風景保護」は『東京日々新聞』大正11年11月に掲載されていると記されているが、私はついに同紙でこの論文を発見することができなかった。したがって論文は、『自然公園』に再録されたものを利用した。
- (10) 上原「国立公園の真意義」前掲誌第8号、90頁。

- (11) 前掲上原『自然公園』, 29 頁, 13 頁。
- (12) 同上, 35 頁。
- (13) 前掲田中『日本の自然公園』, 211 頁。
- (14) 前掲上原『自然公園』, 8 頁。
- (15) 事実上原は、その後の日本の国立公園行政に中心的にかかわっていない。
- (16) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 49 頁。
- (17) 『史蹟名勝天然紀念物』第 5 巻の第 6 号, 白井光太郎「国設公園と植物」, 同巻第 10 号, 徳川頼倫「国設公園と民衆」を参照。
- (18) 日本庭園協会編『都市と公園』, 大正 13 年, 所収の本多静六「国立公園」参照。しかし論旨は以前の論文とほとんど変わらないので, 追加すべきことはない。
- (19) 上原敬二『国立公園の話』, 大正 13 年, 常識科学叢書第 2 巻。「造園学汎論」, 大正 13 年, 林泉社。『自然公園』, 1974 年, 加島書店。

(3) 論争の総括

最後にこの論争をまとめてみたい。『自然保護行政のあゆみ』は、論争を評して、「この論争にみる限り、両者の考え方が基本的に異なっていて、論議は全くかみあうよしもなかったのである。」⁽¹⁾と実にあいまいな評価を下している。

また「総括的に見れば、以上のような国立公園の草創の時期における論議が、おおむね自己の先入観に基づく一方的な理解のもとに行われたきらいがある。国立公園のような重要な国家的課題について、徹底した論議をつくして国民的合意を得るようなことは全くおこなわれず、極めて中途半端な状態のまま進行して行ったように思われる。国立公園に関する基本的な概念が、国の立場においてしっかりと収束されて、適切なポリシーが確立されるべきであったと痛感される」⁽²⁾と締めくくっている。

後半の指摘は妥当なものであるが、前半の指摘には疑問がのこる。論争が噛み合わないのは、むしろ当たり前であるが、問題は、どういう問題が提起されたかである。

大正期の国立公園論争は、私の総括を示すならば、第 1 に国立公園は、

大自然、大風景、天然記念物、名勝地などの保護を重視するのかどうかという原則論で争われたということである。この点上原たちの主張と田村らの主張は、真真正面から対立してしまったのである。しかし国立公園は貴重な自然を保護することを重視するという上原らの原則論と国立公園は自然を国民的に利用することを重視する田村らの原則論は、いずれが正しかったか、あるいは将来的な展望のなかで、どちらが望ましい意見であったかは、昔も今もまさに問われなければならない問題であった。何れの論争紹介者も論争がこの問題を提起したことをあいまいにしている。

第2に、その反面の問題として、国立公園の利用、あるいは開発をどの程度にし、保護規制をどのようにおこなうか、という問題で争われたことである。しかしこの点は、両派とも抽象的であいまいであったことは否定できない。とくに両派とも、確かに反対派への批判が急なあまり、自己主張に重点をおきすぎ、国立公園を設置する場合に、どのように保護規定を織り込むかなどの具体的な提案を欠いたことも事実であった。

第3に、自然保護派からは、国民の自然保護意識の形成、自然保護教育、過剰利用の制限などについても幾分とも提起されたのであったが、利用派は、この点についてはまったく言及しなかった。しかし批判派は、その点を指摘するだけで何らの具体的な提案をしなかった。この点について私見をのべれば、批判派は、当時日本の社会全体として自然保護意識が弱かった状況をふまえ、もっと自然保護思想の普及につとめ、自然保護運動を具体的におこなうべきだったと指摘しておきたい。

第4に、上原の利用派へ批判は、多分に危惧、可能性についての批判であり、誇張されていたことも事実であった。その後の国立公園の設定では、上原の危惧が必ずしも100%現実のものとなったという訳ではない。むしろ上原の主張は、国立公園保護主目的説をのぞけば、多分に警告的なものに終わったというべきであろう。むしろ、問題は、上原の原則的主張をしりぞけ、そうした警告を十分に考慮しない国立公園法が制定され、戦後の高度成長期の経済開発、国立公園の設置や開発に、厳しい歯止めをかけら

れなかったことにある。上原の批判は、むしろ戦後の高成長期以後にこそ、100%あてはまるというべきであろう。

以上のように、国立公園論争は、不十分な点は少なくなかったとはいえ、日本の国立公園問題の、ひいては日本の自然環境を守る視点から、極めて興味深いものであったと評価されなければならないということである。

ところで最近飯島伸子著『環境問題の社会史』が出版されたので、期待してみたが、国立公園による自然保護の問題がまったく無視されていることに驚かされた⁽³⁾。著者が公害史の研究者だから公害の社会史になってしまいうのもやむをえない面もあるが、イギリスの自然環境保護史⁽⁴⁾などが、国立公園史をしっかりとあつかい、国立公園による自然環境の保全に詳しく言及していることを思うと、この著者の国立公園問題への無関心さはまことに残念である。

さて最後にこの論争を振り返って2、3指摘しておきたいことがある。一つは、日本における国立公園論議には、欧米にみられたような強力な自然保護思想や自然保護運動が著しく欠如していたことである。後に詳しく論じるが、アメリカでは国立公園の設立には、ジョン・ミューアとかH・D・ソローのような大思想家が存在し、また「シエラ・クラブ」や「オデュボン協会」のような自然保護団体が国立公園の自然保護をサポートしてきた⁽⁵⁾。イギリスでも国立公園法こそ1949年に制定されたが、ワーズワースやラスキンのような強力な自然保護思想が19世紀初めから存在し、19世紀中葉からコモン保全運動、後にナショナルトラスト運動のような強力な自然保護運動が存在した。また20世紀30年代から強力な国立公園設立運動が民衆の間で展開された⁽⁶⁾。

日本の場合、国立公園の設立運動が、どちらかといえば衛生局保健課と田村ら行政サイドの学者らの主導のもとで、国立公園を地域振興にむすびつける観光振興勢力を背景にしてすすめられ、自然保護の立場に立つ国立公園の設立勢力が著しく弱かったように思われる。

ではなぜ日本では自然保護の勢力が弱かったのであろうか。その原因は、

日本では自然が豊かで、強力な自然保護思想が育たなかったことだと考えられる。

日本は、国土の圧倒的部分を緑豊かな山岳、山地でおおっており、維新後の近代化の過程でも、産業革命の度合いが弱く、産業革命による自然破壊が欧米ほど進展していなかった。欧米では、産業革命による自然破壊があまりにもすさまじく、識者は自然保護を深刻に考えざるをえなかった。逆に日本では、自然が豊かで、産業革命の自然破壊が局地的で比較的マイルドであり、アメリカやイギリスのように全社会的にみてそれほど危機的ではなかったように思われる。

日本においても、維新後ごく一部の間で自然保護思想が唱えられ自然保護運動がおこなわれたが、大衆的な広がりをみせなかった。たとえば、志賀重昂は、ラスキンの影響があるともいわれている好評を博した『日本風景論』で「日本風景の保護」を強調したが、みずから強力な自然保護思想を主張したり、運動を組織したりして、自然保護を強調する国立公園の設立に関与することはなかった⁽⁷⁾。

上原敬二にしても、あれだけ国立公園の自然保護を強調しながら、みずから独自に自然保護思想を提起し、運動をおこなった形跡はない。

先進国の思想に敏感な日本の知識層は、社会主義思想の移入に勢力を注いだ。が、国立公園や自然保護の思想の移入や普及にはほとんど関心を示さなかったのである。たとえば、大正期に民衆レジャーを研究した権田保之助は、もっぱら都市娯楽の研究にあたり、当時はじまった大衆スポーツとしての登山などにまったく関心を示さなかった⁽⁸⁾。

すでに明治末から大正期にかけて大衆登山が広まり、大正期にすでに登山による自然破壊が問題になっていた。北海道庁のきもいりで大正12年に北海道山岳会が設立され、大雪山への一般「登山者が急増すると、高山植物の盗採もあたりまえのように横行し」といわれ、大雪山調査会は「山頂ニ登リテ寒山(高山)植物ヲ採取シ去ルハ何人ト雖モ誠ニ易々タル業ニ属ス。…永ク学会ノ珍タルベキ寒地(高山)植物ノ滅亡ハ近キニアラ

ン」と報告している⁽⁹⁾。

国立公園の時期尚早論を主張した武田久吉は、登山を愛好しみずから小島島水らと「日本山岳会」を組織して、登山のモラルを提唱し、自然の保護を訴えていた。大正9年に武田は、イギリスのスノードン登山を思い起しつつ、イギリスの登山の目的は「尊厳な偉大な大自然を慕い懐かしむためであり、その懐に抱かれて自然と同化したいためである。」そのため「山岳を愛慕し…従って山を保護」し、「出来るだけ自然のままにしておいて、荒らさないことである。汚くしないことである。そして山岳を冒瀆しないことである。」「日本の霊山を傷つけて、国宝を蹂躪するかしんないかは、一に登山者の覚悟による」と日本人登山者に自然保護を訴えている⁽¹⁰⁾。

しかし管見するかぎり登山者による自然保護の思想や運動はみあたらない。武田自身も必ずしもそうした運動を強力におこなった形跡はない。

以上のように、日本の自然保護勢力の弱体化は、自然の豊富さを背景に明治、大正期に強力な自然保護思想や大衆的自然保護運動が形成されていなかったことに原因しているといえよう。

第2に、日本の国立公園の設立に、なぜ観光的な利用や観光開発の要求が強く打ち出されたのかという問題である。この問題にたいして私は、その理由をつぎのように考えている。日本の観光業は、江戸期より伝統的に盛んであったため、日本の近代化が全国的には立ち遅れているなかで、とくに地方の近代的産業として観光業に過度の期待がもたれたことである。

江戸初期以来、仏寺神社信仰ともからんで、史蹟、名勝地の観光は盛んであった。たとえば、お伊勢参りは18世紀末から19世紀初めに年間20万人、四国遍路は18世紀中葉に7~10万人、秩父巡礼は18世紀中葉に5万人、善光寺は幕末に20万人であったといわれている⁽¹¹⁾。さらに信仰登山も盛んで、立山登山は例夏2ヶ月間で6,000人、富士登山も19世紀前半に大宮口4~5,000人、吉田口8,000人、奥州出羽三山の一つ湯殿山は例年17,000人、丑年には27,000人~38,000人もあったと指摘されている。日本では、宗教的な装いをこらした観光旅行や登山などの大衆レジャーが

いかに盛んだったかがわかる。各地温泉湯治も盛んであった⁽¹²⁾。

こうした伝統を基礎に、工業化、鉱業化が一定の地域に限定され、山村や過疎地域は近代化から取り残されていたなかで、旧観光地をかかえまたは潜在的に観光資源をもっていた地域は、国立公園を誘致することによって、近代的な観光地化、すなわち鉄道、道路網の整備など交通網の近代化、近代的な宿泊施設の建設、全国的な広告宣伝をはかり、地域の観光振興を実現しようと試みたのである。

次節で詳しく考察するように、各地の国立公園指定運動をみると、種々の史蹟、名勝地、自然景勝地を有する地域の国立公園指定要求の背景には、観光地化による地域振興の要求がひめられている。

国立公園設立派の学者、官僚は、観光開発による自然破壊の負荷が比較的軽い豊かな日本の自然状況をふまえて、また負担の大きい自然保護をあえて実行する傾向の弱い社会状況を反映して、国立公園の設立根拠を観光的利用と観光開発に重点をおいたと考えられる。

最後にアメリカの国立公園について若干ふれておきたい。これまでみてきたように、日本の国立公園の提起は、おもにアメリカの国立公園を参考にしていたことは明らかである。ではそもそもアメリカの国立公園はどのようなもので、国立公園論争において各自がそれをどのようなものと理解したのであろうか。

アメリカの国立公園については、後に詳しく論じるのでここでは、簡単につぎの点だけを指摘するにとどめたい。つまり、アメリカの国立公園は、1872年にイエローストンの国立公園指定ではじまったのであるが、その目的は、失われつつある類まれな貴重な風景、大風景を、国家的に保護し永遠に保存し、国民に享受させようということであった⁽¹³⁾。しかしこうした目的は、具体的にはそれぞれの時代に多少変化し、保護の程度も国民的な享受の程度も決して画一であったわけではない⁽¹⁴⁾。

さきの論争では、田村らが、アメリカの国立公園の国民的な利用の面を強調し、日本の国立公園思想に利用を重視する考え方を持ち込んだ。これ

にたいして上原らは、アメリカの国立公園の自然保護的側面を強調して彼らを批判したということである。公平にみて、アメリカの国立公園は、大自然、風景の保護を重視しているの、原則的には、上原らの見解の方が正しかったというべきだろう。しかし田村らが、行政サイドから国立公園を何としても設立したいという立場にたち、自然保護の側面を前面に押し出さずに、むしろ後退させて国立公園の設立を急ごうとしたことを指摘しておかなければならない。つぎの節で明らかにするように、とくに田村剛は、大正13年にアメリカの国立公園を実地見聞し帰国してから、再度国立公園設立運動に取り組むなかで、国立公園の自然保護的側面を重視する視点を強めていくことになる。しかし田村は、国立公園の実際的な設立には、国立公園の利用側面に妥協していったのである。

国立公園論争は、以上の諸点をも勘案しつつ理解される必要がある。

- (1) 前掲『自然保護行政史のあゆみ』, 49頁。
- (2) 同上, 50頁。
- (3) 飯島伸子『環境問題の社会史』, 2000年7月, 有斐閣。
- (4) たとえば, David Evans, *A History of NATURE CONSERVATION in Britain*, 1992, を参照。
- (5) 前掲岡島成行『アメリカの自然保護運動』, とくに第3章参照。
- (6) 前掲 *A History of NATURE CONSERVATION in Britain* を参照。
- (7) 志賀重昂『日本風景論』, 岩波文庫版, 321-4頁。
- (8) 拙稿「権田保之助『民衆娯楽論』」, 『日本労働研究雑誌』1998年4月号, 80頁。
- (9) 前掲依浩三『北海道の自然保護』, 218頁。
- (10) 前掲宮沢邦一郎『尾瀬100年』, 215-6頁。
- (11) 新城常三『庶民と旅の歴史』, 日本放送協会, 1971年, 105頁。
- (12) 同上, 112-4頁。
- (13) 東良三『アメリカ国立公園考』, 1948年, 淡路書房, 93-4頁。
- (14) さしあたり前掲岡島成行『アメリカの自然保護運動』の国立公園についての記述を参照。